

資料 (II)

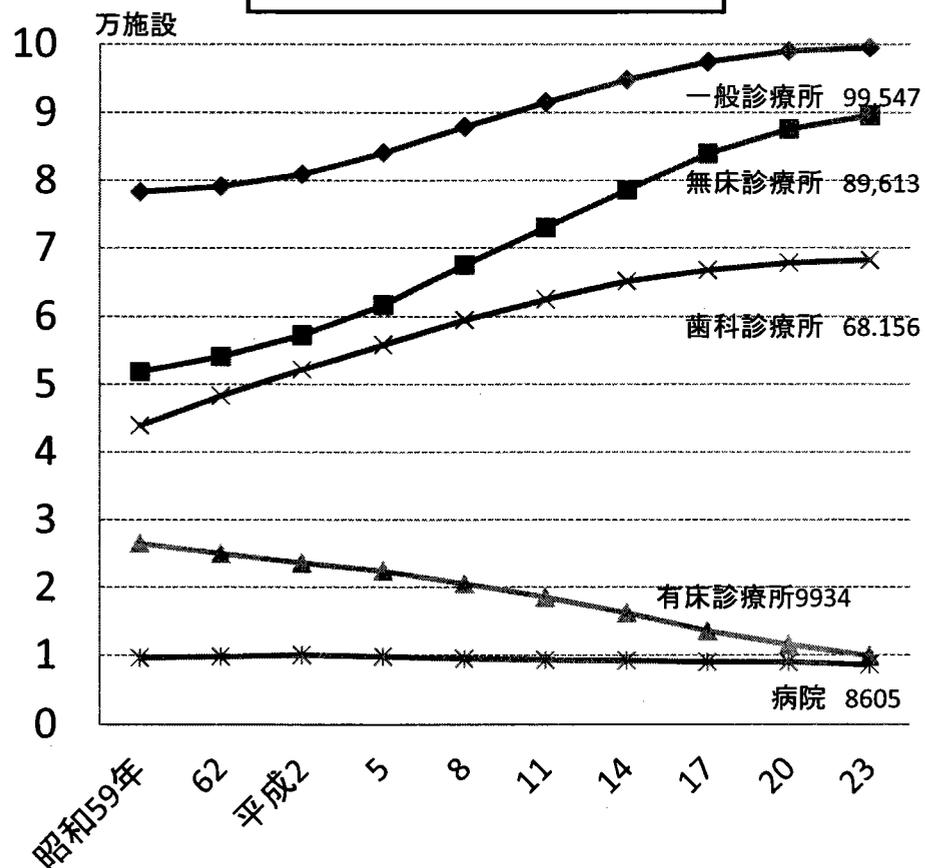
総務課

1. 医療提供体制の現状について

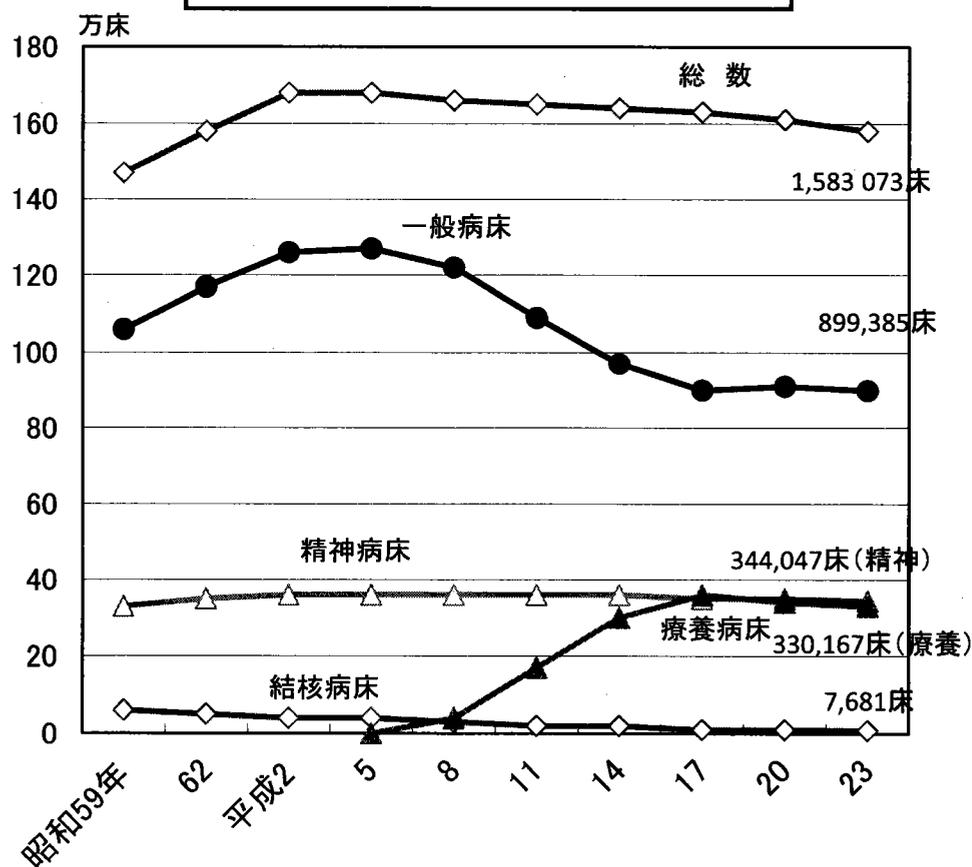
医療施設数及び病床数の推移

- 病院数は、平成2年をピークに1割減少。有床診療所は大幅に減少する一方、無床診療所が増加。
- 病床数は、平成4年をピークに減少。

医療施設数の推移

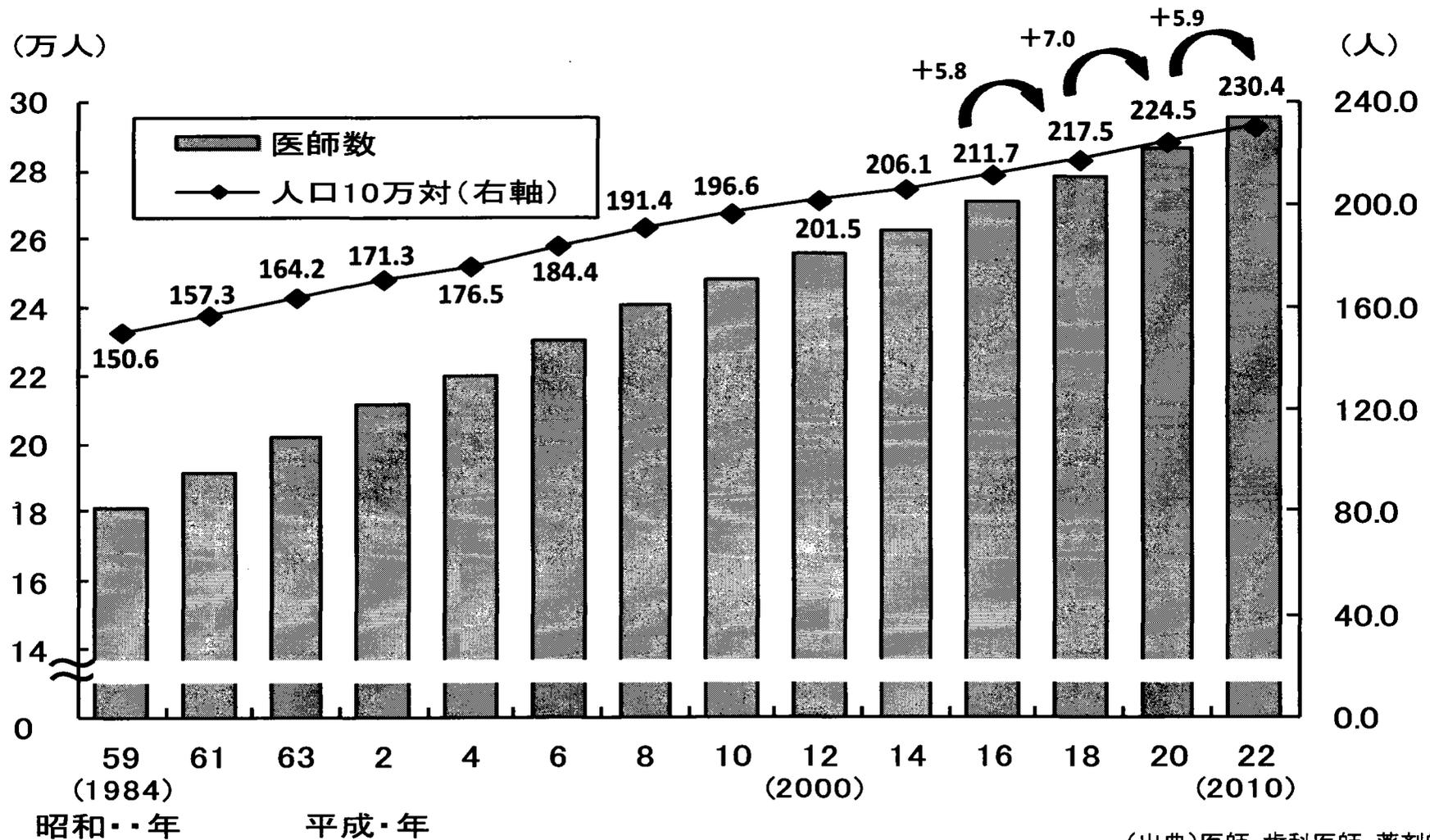


種類別病院病床数の推移



人口10万対医師数の年次推移

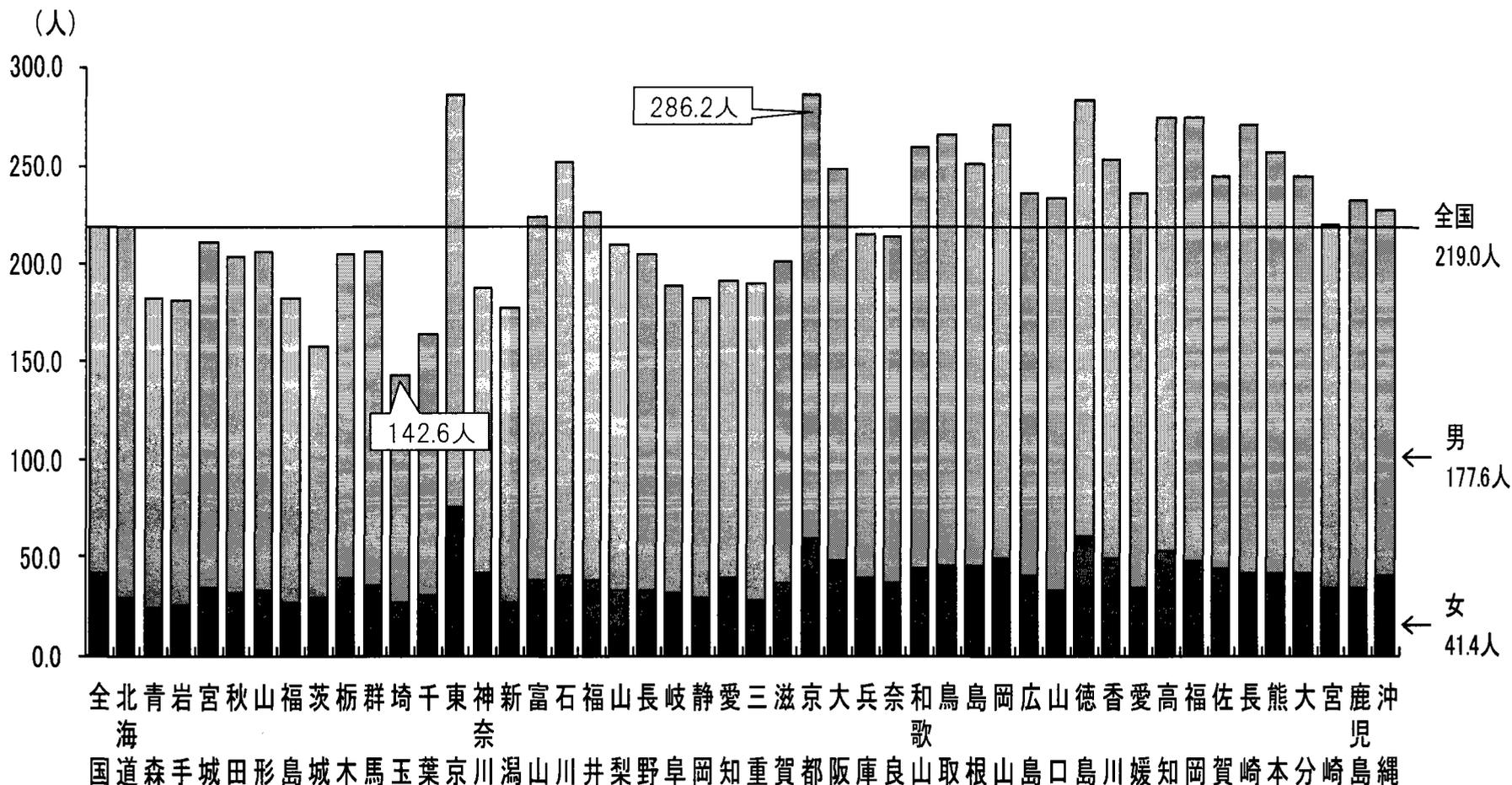
○ 近年、死亡等を除いても、医師数は4,000人程度、毎年増加している。
 (医師数) 平成10年 24.9万人 → 平成22年 29.5万人 (注) 従事医師数は、28.0万人



(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

都道府県別にみた人口10万対医師数（平成22年）

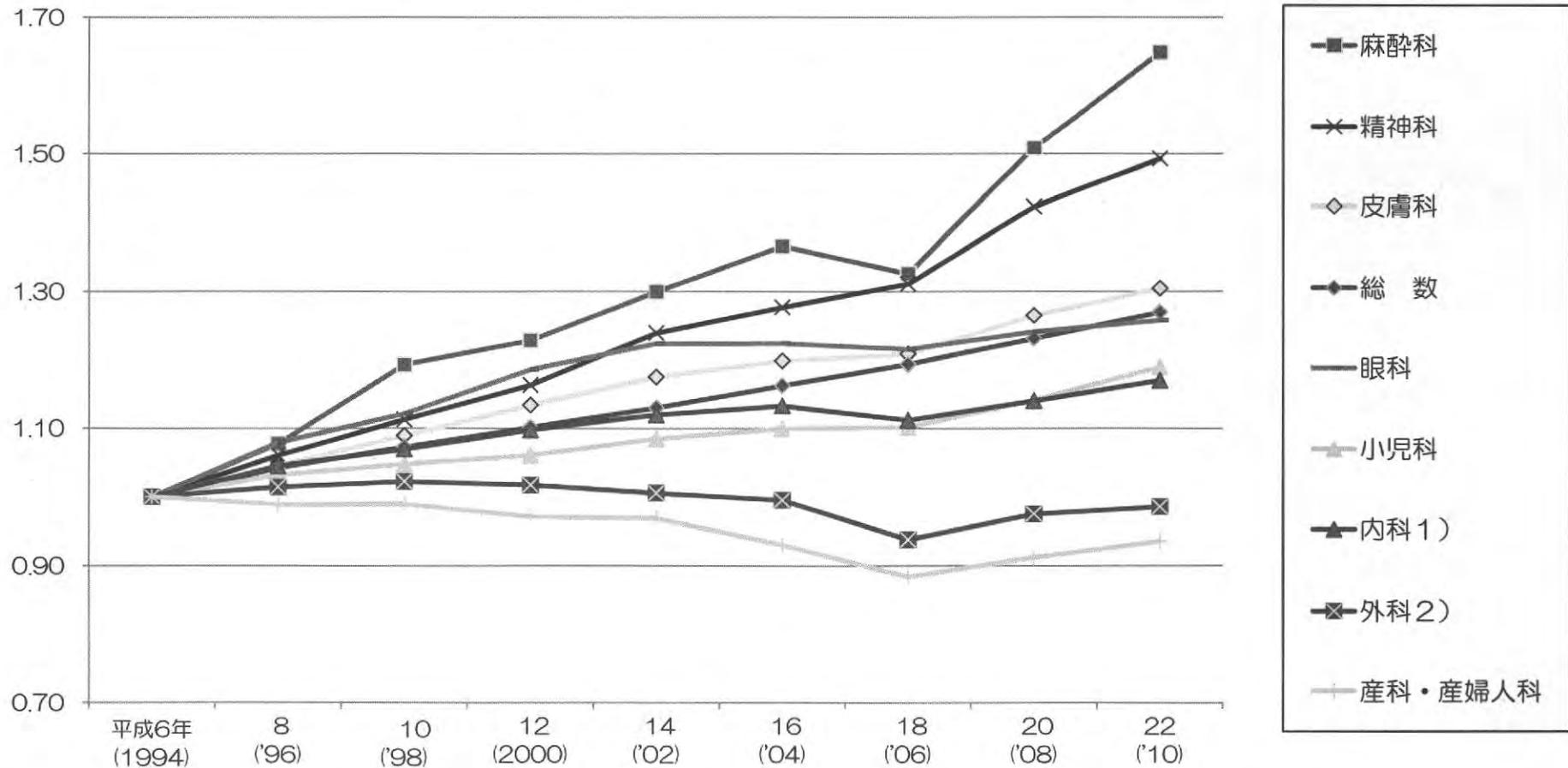
- 全国の医療施設（診療所・病院）に従事する「人口10万対医師数」は219.0人で、前回に比べ6.1人増加している。
- 都道府県別では、京都府が最も多く（286.2）、埼玉県が最も少ない（142.6）。



(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

診療科別医師数の推移(平成6年を1.0とした場合)

- 多くの診療科で医師は増加傾向にある。
- 減少傾向にあった産婦人科・外科においても、増加傾向に転じている

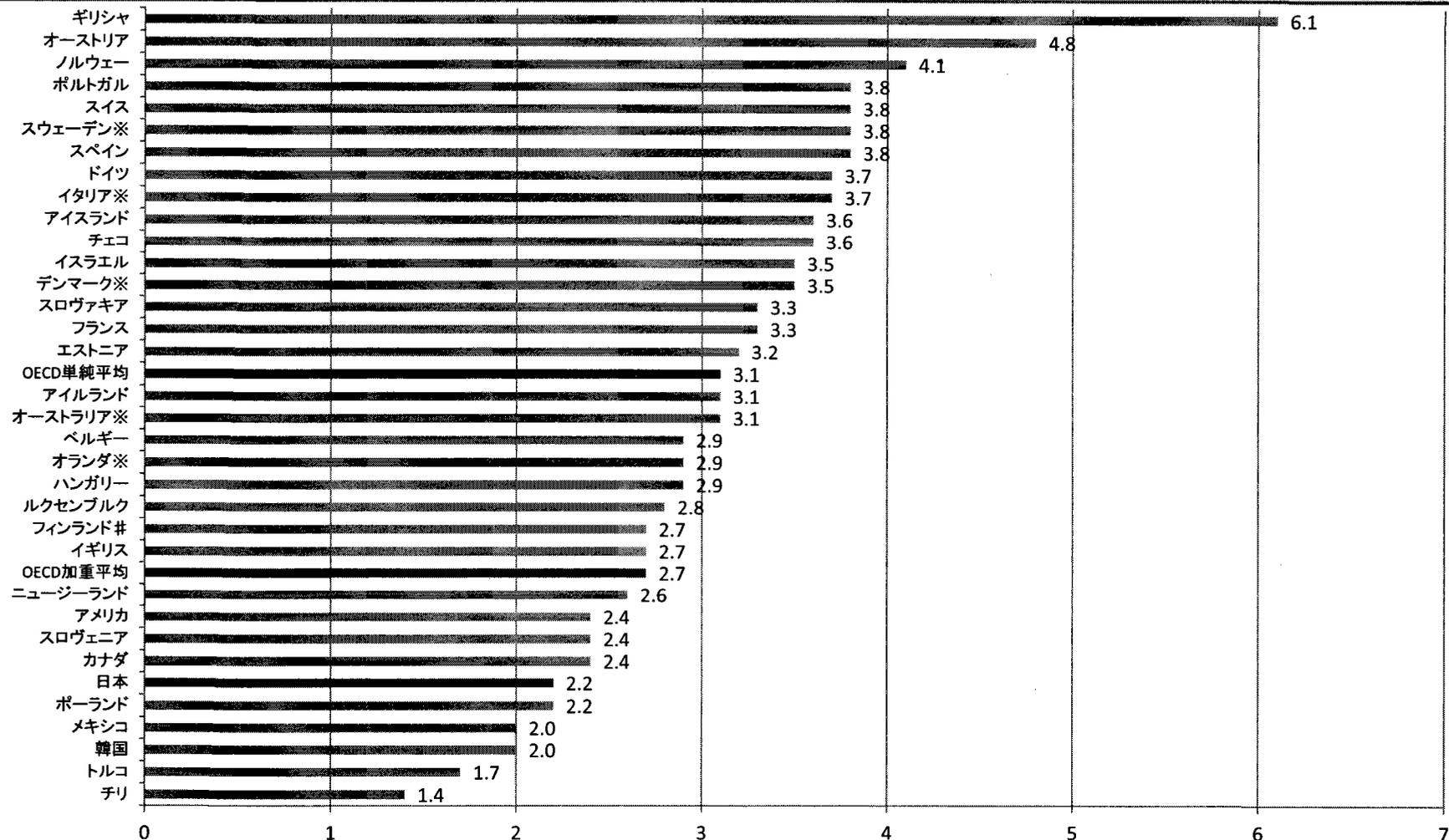


※内科1) ・ ・ (平成8～18年) は内科、呼吸器科、循環器科、消化器科(胃腸科)、神経内科、アレルギー科、リウマチ科、心療内科
 (平成20, 22年) 内科、呼吸器、循環器、消化器、腎臓、糖尿病、血液、感染症、アレルギー、リウマチ、心療内科、神経内科

※外科2) ・ ・ (平成6～18年) 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、気管食道科、こう門科、小児外科
 (平成20, 22年) 外科、呼吸器・心臓血管・乳腺・気管食道・消化器・肛門・小児外科

(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

人口1000人当たり臨床医数の国際比較(2010年(平成22年))



※は2009年、#は2008年

注1 単純平均とは、各国の人口1000人当たり医師数の合計を国数で割った値

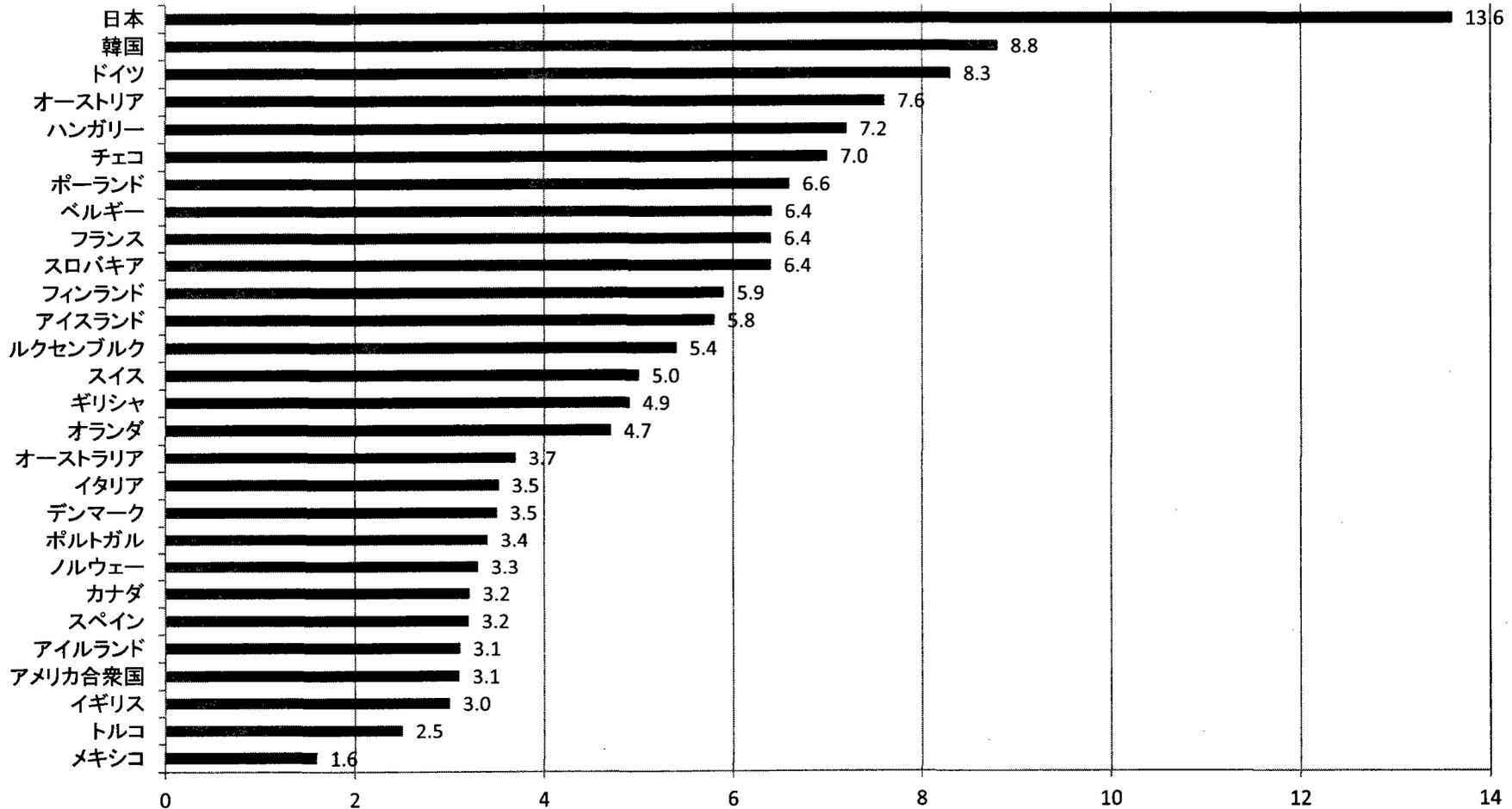
注2 加重平均とは、全医師数を全人口で割った数に1000を乗じた値

注3 ギリシャ・スロヴァキア・フランス・アイルランド・オランダ・カナダ・トルコは研究機関等に勤務し臨床にあたらぬ医師を含み、ポルトガル・チリは資格を有して現役で働いていない医師を含む

注4 アイルランドは推計値

OECD諸国の病床数について(2010年)

人口1000人当たりの病床数は13.6と、他のOECD諸国に比べて大幅に多くの病床を有している。



出典:「OECD HEALTH DATA 2012」

(注1)アイスランドは2007年の推計値、ポルトガルは2010年の推計値

(注2)ギリシャ・オランダ・オーストラリア・カナダ・アメリカ合衆国は2009年の値

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

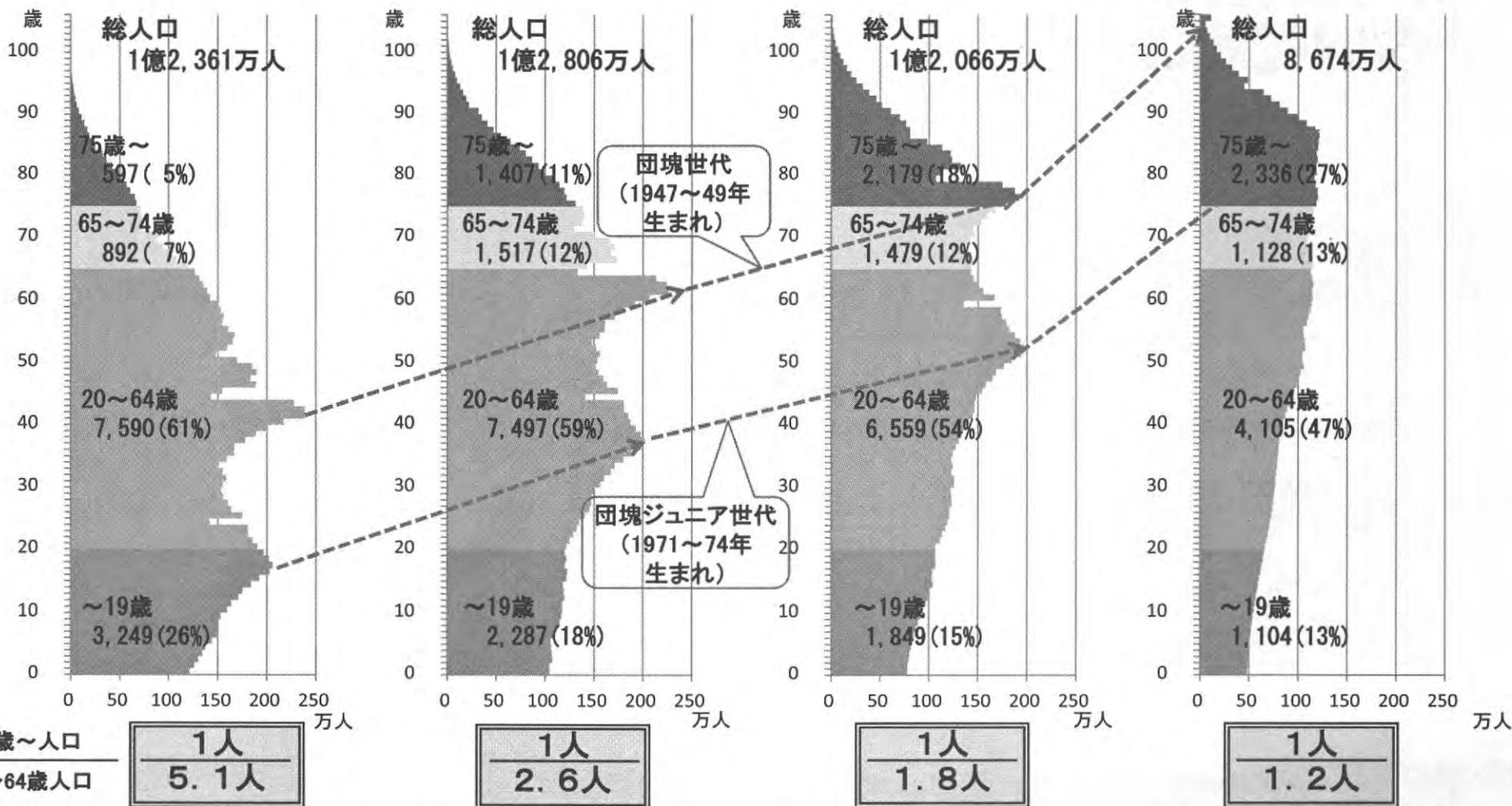
○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

1990年(実績)

2010年(実績)

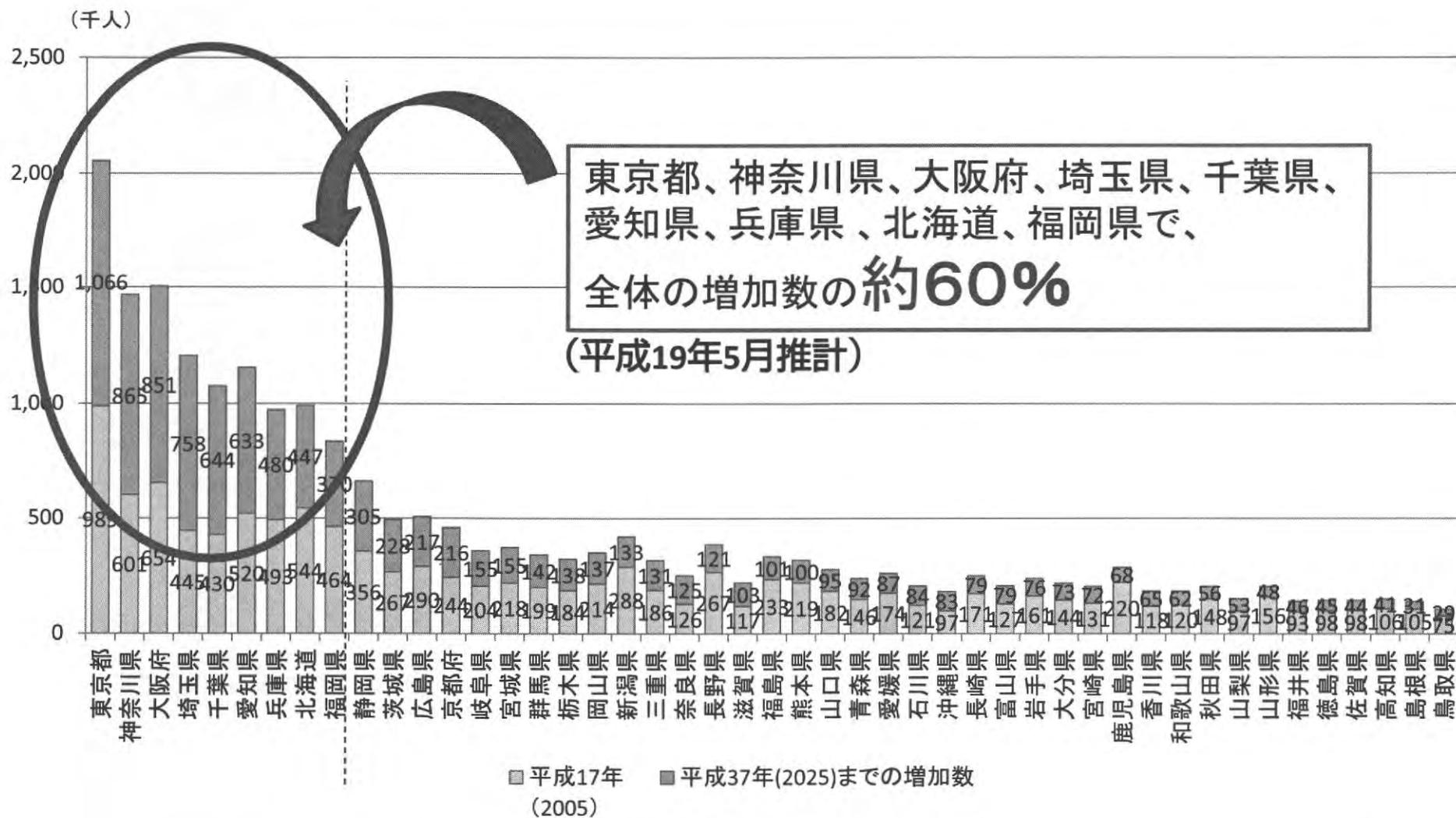
2025年

2060年



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

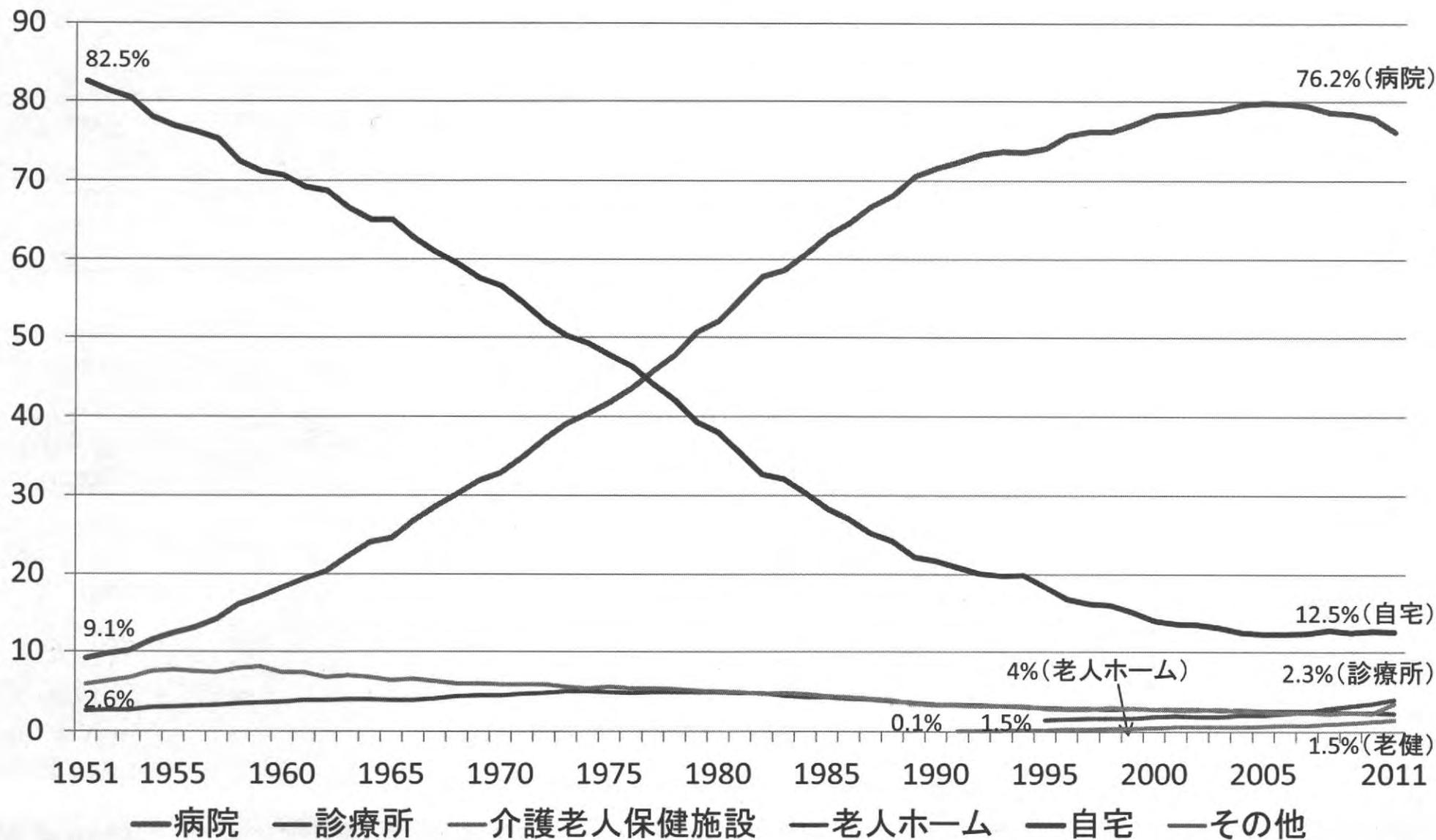
都道府県別高齢者人口(75歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)



出典：国勢調査（平成17年）

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」

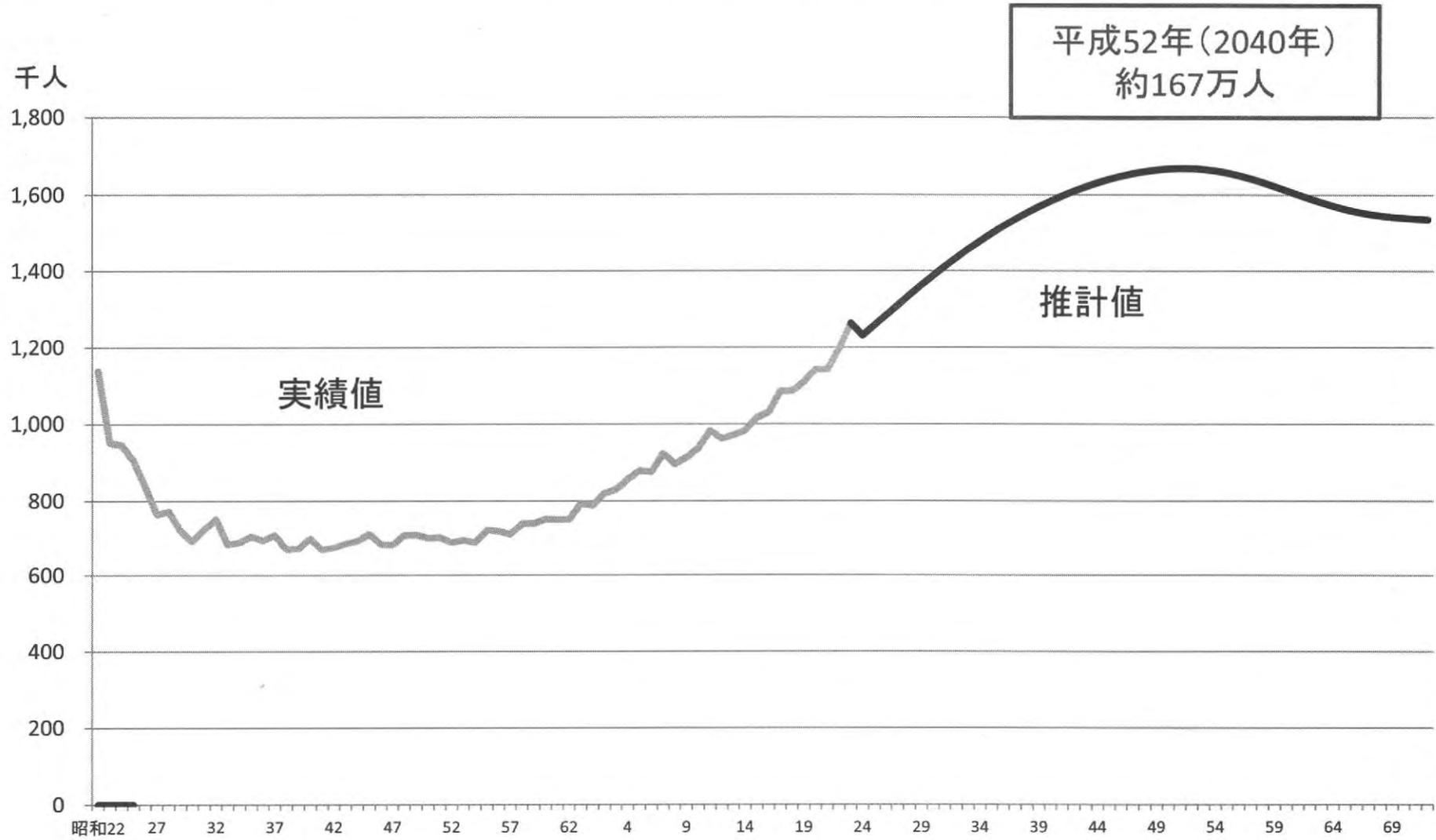
死亡場所の推移



※1994年までは老人ホームでの死亡は、自宅に含まれている

出典)厚生労働省「人口動態統計」

死亡数の年次推移



出典)平成22年までは厚生労働省「人口動態統計」

平成23年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位)

2. 平成25年度 予算（案）の概要

（厚生労働省医政局）

・平成25年度 予算案	1, 443億2千8百万円(A)
・平成24年度 補正予算	992億7千万円(B)
・「15ヶ月予算」(A)+(B)	2, 435億9千9百万円(C)
・平成24年度 当初予算	1, 625億8千7百万円(D)
・差引増減額(A)-(D)	▲182億5千9百万円
・対前年度比(A)/(D)	88. 8%
・「15ヶ月予算」差引増減(C)-(D)	810億1千2百万円
・「15ヶ月予算」対前年比(C)/(D)	149. 8%

(注1) 「15ヶ月予算」は平成25年度予算案と平成24年度補正予算を合わせた予算をいう。

(注2) 上記計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。

3分野に重点化して要望した主な施策

○暮らしの安心・地域活性化

(1) 国民が安心できる医療を実現するための緊急対策

【24年度補正予算530億円 25年度予算案47億円 合計577億円】

- ・災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等 【24年度補正予算500億円】
- ・小児等の在宅医療提供体制の整備 【25年度予算案1. 7億円】
- ・へき地や救急医療へのアクセスの強化等

【24年度補正予算30億円 25年度予算案45億円 合計75億円】

○復興・防災対策

(1) 医療施設の耐震化の推進等

【24年度補正予算407億円】

- ・医療施設の耐震化の推進 【24年度補正予算406億円】
- ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の機能の充実 【24年度補正予算0. 9億円】
- ・災害医療体制の整備の支援 【24年度補正予算500億円の内数】

○成長による富の創出

(1) 臨床研究中核病院等の整備

【24年度補正予算33億円 25年度予算案31億円 合計64億円】

(2) 再生医療の臨床応用に向けた人材育成

【24年度補正予算22億円】

(3) 個別化医療の推進のためのバイオバンク等研究基盤の整備

【25年度予算案21億円】

＜参考＞平成24年度予備費を使用した施策

(1) 予備費第1弾（平成24年10月26日閣議決定）

- ・ ヒト幹細胞研究開発の安全基盤の緊急整備 10億円

(2) 予備費第2弾（平成24年11月30日閣議決定）

- ・ iPS細胞を利用した創薬研究支援 20億円
- ・ 災害拠点病院等の耐震化 357億円
- ・ 被災地域における地域医療の再生支援 380億円

主要施策

1. 国民が安心できる医療を実現するための提供体制の整備

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現に向け、医療提供体制の整備のための取組を推進する。

1 在宅医療提供体制の整備

166百万円

・小児等の在宅医療提供体制の整備【新規】

新生児集中治療管理室（NICU）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養を受けられるよう、都道府県が中心となって、医療・福祉関係機関の連携の調整を行い、在宅療養を支える医療・福祉提供体制を構築する。

また、小児在宅患者の保護者が抱える在宅療養への不安感を解消するため、患者の症状などに応じて、療養上の助言やかかりつけ医との調整等を行う相談支援体制を整備する。

2 へき地・離島や救急医療へのアクセス強化

4,517百万円

① へき地・離島患者の輸送支援【新規】

34百万円

- ・ 無医地区などのへき地・離島住民に対する医療提供体制の確保を図るため、無医地区などと近隣医療機関を巡回する「患者輸送車（艇）」の運行に必要な経費について財政支援を行う。

② ドクターヘリ運航体制の拡充

4,483百万円

- ・ 迅速な医療の提供が必要な全ての国民に、いち早く医療の提供を可能にすることを旨とし、ドクターヘリの運航に必要な経費について財政支援を行うとともに、ドクターヘリ事業従事者の研修を実施する。
（運航経費は医療提供体制推進事業費補助金（227億円）の内数）

3 地域医療支援センターの整備の拡充

960百万円

- ・ 地域の医師不足病院における医師の確保とキャリア形成の取組みを一体的に支援するため、都道府県が設置する「地域医療支援センター」の箇所数を拡充（20か所→30か所）し、医師の地域偏在解消に向けた取組みを推進する。

(参考)【平成24年度補正予算】

○災害医療や在宅医療の推進、地域の医師確保等 500億円

(地域医療再生基金の積み増し)

震災に備えた医療提供体制の整備の支援、地域の医療機関への勤務を条件とした医学生に対する修学資金の貸与や、大学医学部に設置する地域医療学等の寄附講座に対する支援などの医師不足対策の推進、介護と連携した在宅医療の体制整備の支援等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

また、事業実施期間について、「平成25年度末までの事業」から「平成25年度末までに開始する事業」に拡大する。

○医療提供体制を充実するための医療機器等の整備 30億円

救急医療、周産期医療等の機能を担う医療機関の体制を強化するための医療機器等の設備整備を行う。

II. 地域医療確保対策の推進

医師の地域偏在の是正など地域医療を担う人材の確保を図るとともに、質の高い医療サービスを実現し、国民が安心・信頼できる医療提供体制を確保する。

1 医療提供体制の在り方の検討 26百万円

- ・ 将来を見据えた医療提供体制の強化を図るため、医療機関が担う医療機能に関する報告を踏まえた病床の機能分化・連携の推進、高度な医療の提供等を担う特定機能病院や地域医療の確保等を図る地域医療支援病院の在り方等について検討する。

2 医療計画の評価等の支援 31百万円

- ・ 新たに策定する医療計画を都道府県が自ら評価し、必要な見直しを行えるようにするための支援として、数値目標や施策の進捗状況を評価・改善するための指標の検討や、医療計画の進捗状況などを公表するソフトの開発などを行う。【新規】

チーム医療の推進

3

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 151 百万円

① チーム医療の普及推進【一部新規】

151百万円

- ・ 多職種協働のチーム医療の取組みを全国に普及させるため、病院団体や各関係職種の職能団体などに委託して複数の医療関係職種の合同研修を行い、職種間の相互理解やコミュニケーション能力の向上を図る。【新規】
- ・ 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（手順書）に基づき、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門的知識及び技能をもって行う必要のある行為を行おうとする看護師の研修制度の具体的な検討に向けて、看護業務の実施状況の検証を行う。

② 看護補助者の活用【新規】

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数

- ・ 看護職員と看護補助者の業務分担を進め、看護補助者を活用することにより、看護職員の負担軽減に資するとともに雇用の質の向上を図るため、都道府県が看護管理者（看護部長、看護師長など）向けに実施する、看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修の実施に必要な経費について財政支援を行う。

女性医師の離職防止・復職支援

4

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 163 百万円

- ・ 出産や育児などにより離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入医療機関の紹介や復職後の勤務様態に応じた研修などを実施する。
- ・ 子どもを持つ女性医師や看護職員などの離職防止や復職支援のため、病院内保育所の運営に必要な経費について財政支援を行う。

看護職員の確保対策の推進

5

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、医療関係者養成確保対策費等補助金等 4,923 百万円

- ・ 地域医療に従事する看護職員の養成・確保を図るため、看護師等養成所や病院内保育所の運営、新人看護職員研修の実施などに必要な経費について財政支援を行う。
- ・ 看護職員の勤務環境を改善するため、都道府県が実施する就労環境改善研修への財政支援を行う。
- ・ 各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークに派遣し、就労相談や求人医療機関との調整等を行う。【新規】

歯科保健医療対策の推進

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、医療施設運営費等補助金等 131 百万円

- ・ 8020運動について、成人の歯科疾患予防や検診の充実を行うなど、生涯を通じた歯の健康の保持のための取組を引き続き推進する。
また、安全で安心かつ良質な歯科保健医療を提供する観点から、歯科医療安全等に関する情報収集等を行い、国民や歯科医療関係者へ歯科医療に関する情報発信を行う。
- ・ 地域の実情に応じた総合的な歯科口腔保健医療施策を進めるための体制確保、障害者・高齢者施設などの入所者で歯科口腔保健医療サービスを受けることが困難な方への対応やそれを担う人材の育成、医科・歯科連携の先駆的な取組に対する安全性や効果の実証などを行う。【新規】
- ・ 歯科医療機関が電子カルテで保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化とその活用の在り方に関する検討を行うとともに、その内容をモデル事業を通じて実証する。【新規】

保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発など医療分野の情報化の推進

※ 医療施設等設備整備費補助金(674 百万円)の内数の他、医療情報システム開発普及等委託費等 531 百万円

① 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発等事業【新規】 63百万円

- ・ インターネットを介して診療情報のやり取りを行う場合のセキュリティを確保し、医療情報連携を推進するため、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・啓発及び体制整備を行う。

※ HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) : 保健医療福祉分野の国家資格(医師等)所持情報を含んだ IC カードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となる。

② ICT を活用した地域医療ネットワークの整備【新規】 75百万円

- ・ 医療機関の主要な診療データを、標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できるネットワークの基盤を整備する。

③ 医療分野の情報化の推進

※ 医療施設等設備整備費補助金(674 百万円)の内数の他、医療情報システム開発普及等委託費等 393 百万円

- ・ 「新たな情報通信技術戦略」等に基づき、「どこでも MY 病院構想」や「シームレスな地域連携医療」の実現に向けた連携方策などの仕組みについての実証事業や、根拠に基づく医療(EBM)の普及推進事業などの実施により、情報サービスの確立を目指す。
また、遠隔医療の設備整備について財政支援を行い、地域医療の充実を図る。

8 専門医に関する新たな仕組みの導入に向けた支援

55百万円

- ・ 医師の質の一層の向上を図ること等を目的とする専門医に関する新たな仕組みの導入に向けて、現在の学会認定の専門医及び専攻医の分布状況や研修状況に関する情報のデータベースの作成を支援する。【新規】

(参考)【平成24年度補正予算】

○地域の医師確保等(再掲)

500億円の内数

(地域医療再生基金の積み増し)

地域の医療機関への勤務を条件とした医学生に対する修学資金の貸与や、大学医学部に設置する地域医療学等の寄附講座に対する支援などの医師不足対策の推進等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

Ⅲ. 在宅医療の推進

できる限り住み慣れた地域において必要な在宅医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。

1 在宅チーム医療を担う人材の育成

100百万円

- ・ 今後、増加が見込まれる在宅療養者への質の高い在宅医療を提供するため、地域で多職種がチームとして協働し、在宅療養生活を支えられる人材を育成する。

2 小児等の在宅医療提供体制の整備

166百万円

- ・ 新生児集中治療管理室(NICU)等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養を受けられるよう、都道府県が中心となって、医療・福祉関係機関の連携の調整を行い、在宅療養を支える医療・福祉提供体制を構築する。また、小児在宅患者の保護者が抱える在宅療養への不安感を解消するため、患者の症状などに応じて、療養上の助言やかかりつけ医との調整等を行う相談支援体制を整備する。【新規】(再掲)

在宅歯科医療の推進

3

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数、医療施設等設備整備費補助金等(674 百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 18 百万円

- ・ 生涯を通じた歯の健康の保持のための取組を推進するため、寝たきりの高齢者や障害者などへの在宅歯科医療について、地域における医科、介護等との連携体制の構築、人材の確保、貸出用在宅歯科医療機器の整備等について財政支援を行う。
- ・ 在宅療養者を介護する家族への歯科口腔保健の知識等の指導・普及を図るため、在宅歯科医療を実施している歯科診療所等に口腔ケアに必要な口腔内洗浄装置などを整備する。

(参考)【平成 24 年度補正予算】

○在宅医療の推進(再掲)

500億円の内数

(地域医療再生基金の積み増し)

介護と連携した在宅医療の体制整備の支援等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

IV. 救急・周産期医療などの体制整備

救急、周産期などの医療提供体制を再建し、安心して暮らすことのできる社会を実現する。

救急医療体制の充実

1

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、医療施設運営費等補助金等 121 百万円

① 救急医療体制の充実

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、医療施設運営費等補助金等 121 百万円

- ・ 救急医療体制の充実・強化を図るため、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。

② 重篤な小児救急患者に対する医療の充実

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数

- ・ 超急性期にある小児の救命救急医療を担う「小児救命救急センター」の運営への支援や、その後の急性期にある小児への集中的・専門的医療を行う小児集中治療室の整備などに対する財政支援を行う。

周産期医療体制の充実

2

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、医療施設運営費等補助金等 77 百万円

- ・ 地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室 (NICU)、母体・胎児集中治療管理室 (MFICU) などへの財政支援を行う。

3

へき地保健医療対策の推進

1, 964百万円

- ・ へき地・離島での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区などで巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営などに必要な経費について財政支援を行う。

(参考)【平成24年度補正予算】

○医療提供体制を充実するための医療機器等の整備(再掲)

30億円

救急医療、周産期医療等の機能を担う医療機関の体制を強化するための医療機器等の設備整備を行う。

V. 災害医療体制の強化

今後の災害への備えを図るため、災害医療体制の強化を図る。

災害医療体制の強化

210百万円

- ・ 災害時に被災都道府県や被災都道府県内の災害拠点病院などとの連絡調整などを担う災害派遣医療チーム (DMAT) 事務局について、首都直下型地震の発生を想定し、事務局機能を分散させるため、西日本に拠点を設置する。

(参考)【平成24年度補正予算】

○医療施設の耐震化の推進

406億円

(医療施設耐震化臨時特例基金の積み増し)

多くの民間病院が役割を担う二次救急医療機関の耐震化を推進するため、医療施設耐震化臨時特例基金を積み増す。

(参考)【平成24年度補正予算】

○災害医療体制の整備の支援(再掲) 500億円の内数
(地域医療再生基金の積み増し)

震災に備えた医療提供体制の整備の支援(大きな震災や津波対策のための移転の支援を含む)等を図るため、地域医療再生基金を積み増す。

○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の機能の充実 89百万円

災害発生時に被災地での災害派遣医療チーム(DMAT)の活動を支援するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を改修し、携帯電話以外の可搬端末(スマートフォン、タブレット端末)からのDMAT活動情報の入力・把握及びDMAT活動情報のモニターへの表示機能を整備する。

VI. 医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進など

世界に先駆けて日本発の革新的医薬品・医療機器を開発するとともに再生医療を推進し、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。

1 民間投資を喚起する治験環境整備 4,529百万円

① 臨床研究中核病院等の整備 3,102百万円

- 日本の豊富な基礎研究の成果から革新的な医薬品・医療機器を創出するため、新たに5か所追加選定する臨床研究中核病院について、難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた体制強化を図る。
また、既に整備している臨床研究中核病院(5か所)について、がん・再生医療などの分野での臨床研究において中心的役割を果たせるよう運営を支援する。
併せて、早期・探索的臨床試験拠点(5か所)について、がん・精神神経疾患・脳心血管系疾患などの分野での臨床研究において中心的役割を果たせるよう運営を支援する。

(参考)【平成24年度補正予算】

○臨床研究中核病院等の整備 33億円

質の高い臨床研究を推進するため、臨床研究中核病院を新たに追加選定し、必要な設備整備等を行う。また、既に整備している臨床研究中核病院等についても、研究の進捗に伴い必要となる設備整備等を行う。

② 国際水準で実施する臨床研究などの支援

1, 427百万円

- 新たに整備する難病・希少疾病・小児疾患などの医師主導治験の実施とネットワーク構築に重点を置いた臨床研究中核病院での国際水準の臨床研究等を支援する。

2 再生医療の推進

2, 253百万円

- 再生医療の実用化に向け、細胞情報を収集したヒト幹細胞データベースを整備するとともに、ヒト幹細胞の保存方法等の確立、ヒト幹細胞の腫瘍化リスク等に対する安全性の確保、機能不全となった組織や臓器の治療方法の探索、iPS細胞を利用した創薬等のための研究を支援する。【一部新規】

(参考)【平成24年度補正予算】

○再生医療の臨床応用に向けた人材育成

22億円

再生医療の臨床応用に向けて、研究者・医師がiPS細胞等の樹立・調製や人体への移植・投与を適切に実施する技術を習得するため、細胞培養加工等トレーニングセンターを東西2ヶ所の研究拠点に設置する。

3 個別化医療等の推進

2, 309百万円

① 個別化医療の推進のためのバイオバンク等研究基盤の整備【一部新規】

2, 109百万円

- 国立高度専門医療研究センター(ナショナルセンター)が有する高度専門的な知見やネットワークを活用し、生体試料と臨床情報をバイオバンクとして整備するとともに、企業等と共同で研究開発の推進を図り、創薬及び個別化医療(患者一人ひとりの体質や病態にあった有効かつ副作用の少ない治療法(オーダーメイド医療)や予防法(個別化予防))の実現を目指す。

② 個別化医療に資する医薬品開発の推進【新規】

200百万円

- 治療薬の効果や副作用を予測し、治療薬の投与が適切な患者の選定を目的とした検査薬の開発を推進する。特に新薬については、当該検査薬との同時開発・同時審査を推進する。

4 先進医療評価の迅速化・効率化

39百万円

- 先進医療の評価・確認手続の簡素化を図るため、一定の要件を満たす医療機関が医療上必要性の高い抗がん剤に関する先進医療を実施する場合の安全性・有効性について、外部機関による実施計画書の評価体制を整備する。【新規】

5 日本主導のグローバル臨床研究拠点の整備**301百万円**

- ・ 国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を企画・立案し、その実施を支援する体制を整備する。

6 後発医薬品の使用促進**146百万円**

- ・ 患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、品質・安定供給の確保、情報提供の充実や普及啓発などによる環境整備に関する事業などを引き続き実施する。
- ・ より医療現場に近いレベルで関係者の理解を図るため、都道府県が設置している協議会に加え、市区町村又は保健所単位レベルで協議会を設置し、地域住民へ働きかけを行うなど地域の実情に応じた取組を強化する。
- ・ 医薬品市場のグローバル化が進む中、我が国の後発品メーカーの国際競争力を高めるため、海外市場への進出やバイオ後続品開発の可能性を見据えた調査・検討事業を行うとともに、安定供給に関する海外の事例調査を行う。【一部新規】

7 革新的な医薬品・医療機器の創出に関する研究費の重点化**10,841百万円**

- ・ 革新的な医薬品・医療機器の創出を目指し、基盤研究から治験・臨床研究において医薬品・医療機器の実用化に結びつく研究を重点的に支援する。【一部新規】

VII 各種施策**1 国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構における政策医療等の実施****54,910百万円**

- ・ 全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修、情報発信等を推進する。

2 国立ハンセン病療養所の充実**32,416百万円**

- ・ 居住者棟の更新築整備を推進するとともに、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

3 死因究明体制の充実に向けた支援**239百万円**

- ・ 解剖や死亡時画像診断などの取組を促進し、異状死や診療関連死の死因究明を進めるための経費を支援する。【一部新規】

4 手術手技向上のための研修体制の整備**56百万円**

- ・ 医療の質と安全の向上を図るため、遺体を用いて高度な手術手技を習得させるための研修体制を整備するとともに、研修の効果や運営上の問題点等について整理・検証を行う。【一部新規】

5 地域医療再生計画に係る有識者会議の開催**9百万円**

- ・ 各都道府県において実施している地域医療再生計画について、有識者会議を開催し、それぞれの進捗状況や成果についてヒアリング等を行う。【新規】

6 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入等**6**

※ 医療提供体制推進事業費補助金(22,700 百万円)の内数の他、衛生関係指導者養成等委託費 154 百万円

- ・ 経済連携協定に基づく外国人看護師候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、日本語の習得を含めた看護師国家試験の合格に向けた学習の支援を行う。また、資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施など）を行う。

7 諸外国の医薬品・医療機器産業情報確保対策**6百万円**

- ・ 諸外国における医療の実態や医薬品・医療機器産業の市場動向等を調査し、我が国の医薬品・医療機器産業が世界市場へ進出するための振興策を検討する。【新規】

8 必須医療機器等の安定供給体制確保対策**7百万円**

- ・ 大規模災害発生時等において医療の提供に支障が生じないように、医療機器等の安定的な供給体制の確保を図るため、医療機器業界に対しアンケート調査等を行い、有事対応を円滑に行うための情報を整理する。【新規】

9 国際医療交流に関する取組**10百万円**

- ・ 外国人患者の受入に資する医療機関の認証制度について、その質の向上や制度の周知を図るため、外国人患者の受入実績を有する主な病院の状況調査や情報発信のための経費等の支援を行う。

10 「統合医療」に関する取組**12百万円**

- ・ 近代西洋医学と伝統医学・相補代替療法とを組み合わせた「統合医療」の有効性や安全性に関する学術論文等の情報を収集し、それらの信頼性（エビデンスレベル）の評価を行うための経費を支援する。

3. 平成25年度の主な税制改正について

平成25年度 税制改正等（医政局）

1 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

社会保険診療報酬の所得計算の特例について、次の措置を講ずる。

- ① 適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外する。

(注)上記の改正は、個人は平成26年分以後の所得税について適用し、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う規定の整備を行う。

2 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続

〔事業税〕

3 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

4 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

5 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

法人税における医療用機器等の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。(所得税においても同様)

6 研究開発税制(総額型)の拡充 * 経済産業省との共同要望

〔所得税、法人税、法人住民税〕

法人税における試験研究を行った場合の法人税額の特例控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う。(所得税においても同様)

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の30%(現行20%)に引き上げる。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の控除税額の上限を、2年間の時限措置として、当期の法人税額の30%(現行20%)に引き上げる。

7 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税〕

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

概要

社会保険診療報酬の所得計算の特例を存続させる。なお、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を適用対象から除外する措置を講ずる。

（注）上記の改正は、個人は平成26年分以後の所得税について適用し、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

＜参考＞社会保険診療報酬の所得計算の特例（現行制度）

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

概要

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

<参考> 社会保険診療報酬に係る事業税（現行制度）

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

概要

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療用機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

①高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。（～平成27年3月31日）

対象機器の追加：

粒子線治療装置、線形加速器システム、放射線治療装置用シンクロナイザ、補助人工心臓駆動装置 等



対象機器の除外：

核医学診断用据置型ガンマカメラ、常電導磁石式全身用MR装置、全身用エレクトロンビームX線CT診断装置 等

②医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療用機器を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。（～平成27年3月31日）

対象機器の除外：

生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置

対象機器：

人工呼吸器（警報機能付き）
シリンジポンプ（警報機能付き）



研究開発税制（総額型）の拡充（所得税、法人税、法人住民税）

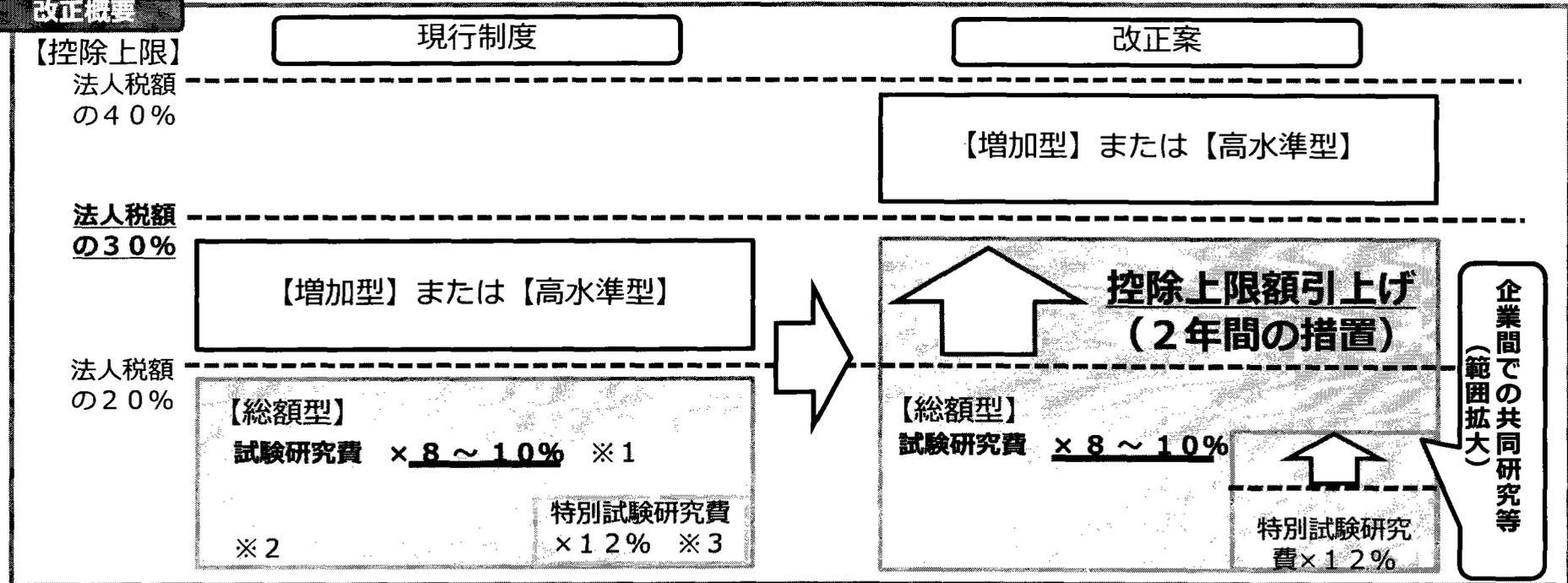
概要

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の控除税額の上限を、2年間の時限措置として、当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。

改正概要



(※1) 8% + 試験研究費/売上高 × 0.2

(※2) 控除上限額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能

(※3) 中小企業及び産学連携等に関する研究開発

概要

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当の在り方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第1号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

4. 消費者委員会からの建議について

エステ美容医療サービスに関する消費者委員会建議事項と対応

○ 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応

厚生労働省は、都道府県等に対し、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し示すこと。

- ・ 医師法等の違反事例に接した場合、当該違反者に対する行政指導、警察への情報提供等によるご協力を、引き続き、お願いしたい。

【参考】「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日厚生労働省医政局医事課長通知）

○ 不適切な表示（広告）の取締りの徹底

厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締るための措置を講ずること。また、都道府県における関係部局間の連携を再度要請するとともに、適切な法執行を要請すること。

- ・ 現在、医療法上の「広告」と見なしていない医療機関のホームページの取扱いについては、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において検討した結果、現段階では、当面の間は、医療機関のホームページを引き続き「広告」とは見なさないこととした。

【参考】「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について（依頼）」（平成24年9月28日付け医政発0928第1号厚生労働省医政局長通知）

- ・ 一方で、関係団体等による自主的な取組を促すことを目的として、医療機関ホームページガイドラインを昨年9月28日に公表し、都道府県や関係団体に周知した。

- ・ 当面の間は、上記の取組により医療機関のホームページの改善を図ることとするが、併せてガイドラインの実効性の把握に努め、改善が見られない場合には、対象を絞りつつ法規制も含めてその後の対応を検討するが、各都道府県においては、医療機関ホームページガイドラインに基づき、必要な指導等を適切に実施されるようお願いしたい。

○ 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

厚生労働省は、美容医療サービスに関連する相談のうち、患者（消費者）の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが少なからずみられること等を踏まえ、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から、緊急性がそれ程高くない美容医療サービスを提供する場合に、患者（消費者）に必ず説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること。

- ・ 「診療情報等の提供に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）」を医療従事者が診療中の患者に対して丁寧に説明しなければならない事項としている。緊急性がそれ程高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められることを踏まえ、引き続き、医療従事者等に対する周知の徹底及び遵守の養成等によるご協力をお願いしたい。

【参考】「診療情報の提供等に関する指針の策定について（平成 15 年 9 月 11 日厚生労働省医政局長通知）」

5. 医療安全対策について

厚生労働省においては、平成14年4月に医療安全対策検討会議において取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月の「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、医療安全対策に係る各般の取組みを進めてきた。

さらに、平成17年6月に医療安全対策検討会議において、一層の対策の強化と新たな課題への対応のため、「今後の医療安全対策について」が取りまとめられ、この報告書に基づき、平成18年の医療法改正においては、全ての医療機関に対し医療安全の確保を義務付けるとともに都道府県等が設置する医療安全支援センターについて同法に規定するなど、総合的な取組みを進めているところである。

(1) 医療機関における医療安全の確保

医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、平成19年4月施行の改正医療法においては、全ての医療機関に対して、安全に関する職員の研修の実施などを義務付け、その充実強化を図ったところである。

各都道府県等におかれては、医療機関への立入検査等を通じて、管下医療機関における医療安全の確保について適切な指導をお願いしたい。

(2) 医療安全支援センターの設置

医療安全支援センターについては、平成16年5月に全ての都道府県での設置を完了しているところであるが、二次医療圏及び保健所設置市区の一部ではまだ設置されていない状況であるため、早期設置に向けた積極的な取組みをお願いしたい。

なお、本センター設置に係る経費については、医療に関する相談は地域住民に身近な事業であること、地方自治体における主体的・自主的な取組みを推進する必要があることなどから、本センターに係る人件費、基本運営費、協議会の設置・運営、各種研修の実施、相談事例の収集・情報提供等に係る経費について、平成15年度より地方財政措置を講じている。

また、厚生労働省においては、各都道府県等における本センターの設置・運営が円滑に進められるよう、相談職員等に対する研修、相談事例等の収集・分析・情報提供などの総合的な支援として、「医療安全支援センター総合支援事業」を引き続き実施することとしており、積極的に活用されたい。

(3) 医療安全対策に関する情報の提供

現在、医療事故等の事例に関しては、特定機能病院や大学病院等に対して日本医療機能評価機構への報告を義務付け、同機構において収集・分析し、分析結果を提供する事業を行っているところである。

さらに、平成18年12月から、同機構において収集された事例のうち、繰り返し報告されている事例や特に注意が必要な事項について、「医療安全情報」として医療機関等に毎月発信しているところである。

これらの情報を各医療機関等が活用し、効果的な取組みがなされるよう、各都道府県等におかれても、引き続き管下医療機関等への周知をお願いしたい。

(4) 医療安全推進週間の実施（平成25年度は11月24日から1週間）

厚生労働大臣提唱の「患者の安全を守るための共同行動」（PSA：Patient Safety Action）の一環として、当該週間を中心に、医療安全に関するワークショップ等を開催することとしている。

各都道府県等におかれても、引き続き、当該週間に合わせて様々な事業を実施することにより、関係者の意識啓発を図っていただきたい。

(5) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

診療行為に関連した死亡の原因を調査し、再発防止策を検討する「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を平成17年度から国の補助事業として一部の地域で実施しているところである。

各都道府県（特に地域受付窓口が設置されている都道府県）におかれては、当該事業に多くの医療機関が参加されるよう、管下の医療機関等に対し広く周知願いたい。

（参考）診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

【事業内容と目的】

診療行為に関連した死亡について、専門家が事案の調査を行い、その原因を究明し、同様の事例の再発を防止するための方策を専門的・学際的に検討し、医療安全の向上を図ること。（関係者の法的責任の追及を目的とするものではない。）

【実施主体】

（一社）日本医療安全調査機構（平成22年度～）
※平成17～21年度は（社）日本内科学会（他40学会が協力）

【実施期間】

平成17年度～

【実施地域】

北海道、宮城県、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県

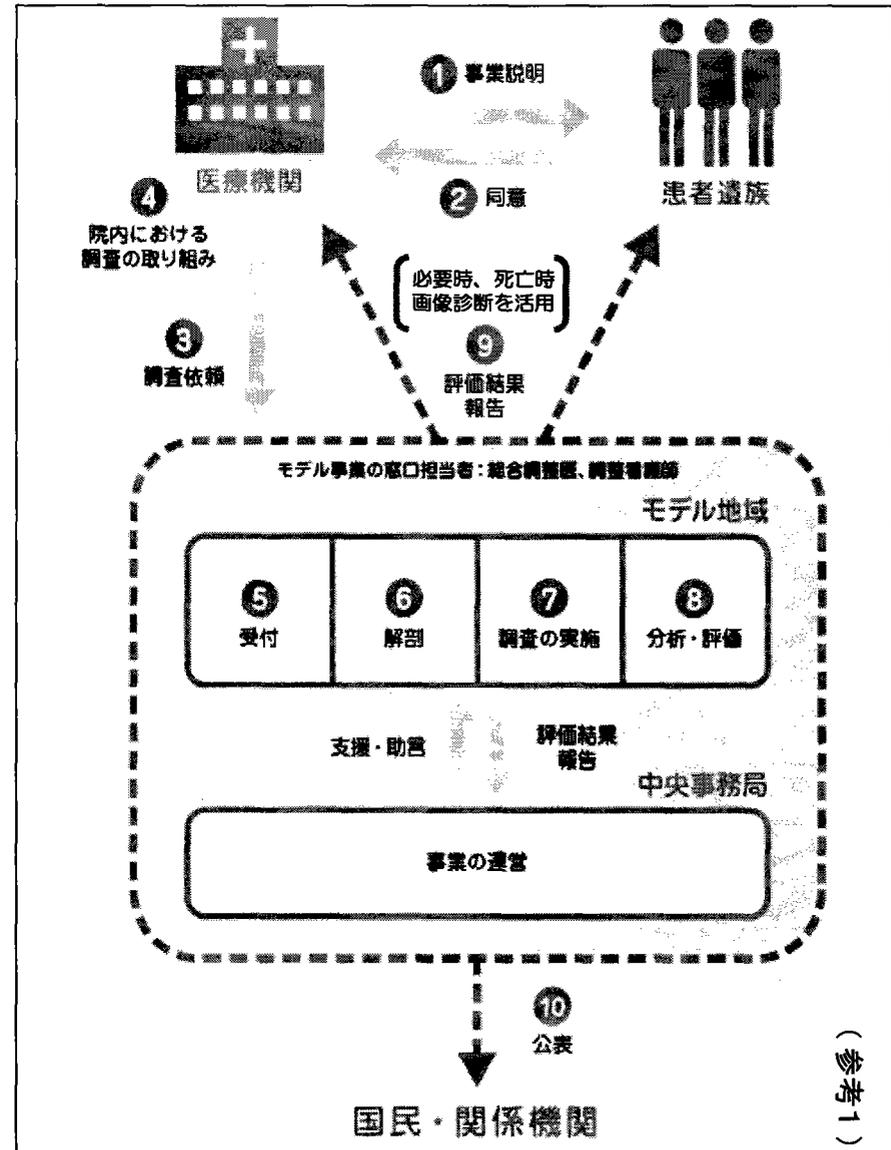
【実施状況】（平成25年2月21日現在）

受け付けた件数	193件
受付後、評価中の事例	31件
評価結果報告書を交付した事例	160件
評価結果報告書の交付に至らなかった事例	2件

【事業の対象事例】

診療行為に関連した死亡について、死因究明と再発防止策を、中立的な第三者機関において検討することが適切と考えられる事例

- ※警察に届け出られた事例についても、司法解剖の対象とならない場合には、モデル事業の対象として検討
- ※本事業は、現行の制度の下で実施しているため、調査の過程で異状を認めた場合は、医師法第21条又は死体解剖保存法第11条に基づき24時間以内に所轄警察署への届出が必要



医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会の概要

1 趣旨

「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」の検討課題の一つである医療事故の原因究明及び再発防止の仕組み等のあり方について幅広く検討を行う。

2 主な検討項目

- 1) 医療事故に係る調査の仕組みのあり方
- 2) 再発防止のための仕組みのあり方
- 3) その他

3 構成員

有賀 徹	昭和大学病院 院長
鮎澤 純子	九州大学大学院医学研究院医療経営・管理学講座 准教授
飯田 修平	練馬総合病院 院長
岩井 宜子	専修大学 名誉教授
加藤 良夫	南山大学大学院法務研究科 教授／弁護士
里見 進	東北大学 総長
高杉 敬久	日本医師会 常任理事
豊田 郁子	医療事故被害者・遺族／新葛飾病院セーフティーマネージャー
中澤 堅次	独立行政法人労働者健康福祉機構 秋田労災病院 第二内科部長
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
本田麻由美	読売新聞東京本社 編集局社会保障部 記者
松月みどり	日本看護協会 常任理事
宮澤 潤	宮澤潤法律事務所 弁護士
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
山口 徹	国家公務員共済組合連合会虎の門病院 院長
○山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授
○座長、五十音順（敬称略）	

4 検討スケジュール

- 第1回 平成24年 2月15日
・今後の検討方針の確認、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業のヒアリング 等
- 第2回 平成24年 3月29日
・関係団体からのヒアリング
- 第3回 平成24年 4月27日
・構成員からのヒアリング
- 第4回 平成24年 6月14日
・調査を行う目的、対象や範囲、組織について
- 第5回 平成24年 7月26日
・調査を行う組織、調査結果の取扱いについて
- 第6回 平成24年 8月30日
・調査の実務、医療安全支援センターとの関係について
- 第7回 平成24年 9月28日
・診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の実務についてヒアリング、調査に必要な費用負担について
- 第8回 平成24年10月26日
・捜査機関との関係について
- 第9回 平成24年12月14日
・消費者安全調査委員会について消費者庁からのヒアリング
・再発防止のあり方について
- 第10回 平成25年 2月 7日
・関係団体等からのヒアリング

(参考2)

6. 特定機能病院の承認状況

(平成24年11月1日現在)

	医療機関名	所在地	承認効力日
1	国立がん研究センター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H5.9.1
2	国立循環器病研究センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H5.9.1
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H5.12.1
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H5.12.1
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H5.12.1
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H5.12.1
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H18.1.1
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H5.12.1
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H5.12.1
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H5.12.1
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下糟屋143番地	H5.12.1
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H6.1.1
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H6.1.1
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H6.1.1
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H6.1.1
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H6.1.1
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市広面字蓮沼44番2	H6.1.1
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H6.2.1
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H6.2.1
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H6.2.1
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H6.2.1
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地	H6.2.1
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H6.2.1
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H6.3.1
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H6.3.1
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H6.3.1
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H6.3.1
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H6.4.1
29	杏林大学医学部付属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H6.4.1
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H6.4.1
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H6.4.1
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H6.4.1
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地の98	H6.5.1
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H6.7.1
35	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区玄鼻1丁目8番1号	H6.7.1
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H6.7.1
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H6.7.1
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H6.7.1
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H6.7.1
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H6.8.1
41	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53番地	H6.8.1
42	東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H6.8.1
43	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16.5.20
44	広島大学病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H6.8.1
45	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H6.8.1
46	北海道大学病院	北海道札幌市北区北14条西5丁目	H6.10.1
47	旭川医科大学病院	北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	H6.10.1
48	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H6.10.1
49	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県東温市志津川	H6.10.1

6. 特定機能病院の承認状況

(平成24年11月1日現在)

	医療機関名	所在地	承認効力日
50	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H6.10.1
51	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H6.10.1
52	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H6.11.1
53	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H6.11.1
54	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H6.11.1
55	岡山大学病院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H6.11.1
56	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H6.11.1
57	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番	H6.12.1
58	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H6.12.1
59	国立大学法人金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H6.12.1
60	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H6.12.1
61	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H7.2.1
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H7.2.1
63	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H7.2.1
64	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89の1	H7.2.1
65	山梨大学医学部附属病院	山梨県中央市下河東1110番地	H7.3.1
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H7.3.1
67	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H7.3.1
68	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H7.3.1
69	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18.4.1
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18.4.1
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	H7.4.1
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H7.4.1
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H7.4.1
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18.4.1
75	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19.4.1
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H19.4.1
77	公立大学法人横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17.4.1
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路る梶井町465	H20.4.1
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H9.2.1
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18.4.1
81	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18.4.1
82	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19.9.1
83	東京医科大学病院	東京都新宿区西新宿6丁目7番1号	H21.2.1
84	がん研究会有明病院	東京都江東区有明3丁目8番31号	H23.10.1
85	独立行政法人国立国際医療研究センター病院	東京都新宿区戸山1-21-1	H24.11.1

①評価対象となる規制の特例措置の概要

病院等開設会社による病院等開設事業(910) 【株式会社病院特区】

<これまで>

医療事業の非営利性が前提となっており、株式会社による病院等の開設は認められていない。

<関係法令>

医療法第7条第5項等

<取り巻く環境の変化>

株式会社の資金調達力や研究開発意欲の活用により、高度な医療の開発・普及が促進されることが期待されている。

← 構造改革特区を活用することにより

株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することを可能にする。

<主な要件>

- 認められる高度な医療とは、高度画像診断、高度再生医療、高度遺伝子治療、高度美容外科医療、高度体外受精医療、これらに類するものに限られる。
- 保険医療機関の指定は行われない(自由診療のみ)。
- 医療法施行規則で定める医師、看護師等の人員配置基準や、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等を満たすこと。
- 高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置や、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、倫理審査委員会の設置等、類型ごとに規定されている基準を満たすこと。
- 比較広告、誇大広告を行ってはならないこと。

認定計画数: 1件 (平成23年6月29日現在)

◎実際の取組事例

～かながわバイオ医療産業特区～

実施主体: 神奈川県

バイオテクノロジーを活用した高度美容医療を実施する病院等について、株式会社による開設を可能にすることで、その資金調達力等を活かし、研究成果の円滑な事業化、新たな研究開発への投資促進、関連産業への経済的波及を図り、民間主導による地域産業活性化、県民の長寿・健康、心豊かな暮らしのニーズの充足を図る。



②調査計画案の概要

特例措置の番号	910
特例措置の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H18下、H19、H20、H21

1. 過去の評価結果の概要

- 規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、本特例措置の適用事業者に係る弊害は具体的に把握されなかったものの、現在株式会社特区病院は1病院であり、特区において適用された規制の特例措置による弊害がないことによるものなのか、適用事業者の特段の努力等によるものなのか、必ずしも明らかではないことから、全国展開により発生する弊害の有無について判断することはできないとのことである。
- 一方、評価・調査委員会による調査では、本特例措置による効果の発現については、現在までのところ診療所経営に注力しているためわからない(地方公共団体)としており、また、本特例措置の適用事例が少ないことについては、行える医療行為が非常に限定的なため診療所経営を軌道に乗せるために時間がかかる(地方公共団体)、事業性の実証には新技術の場合5年にかかる(適用事業者)との指摘もあった。
- 以上より、規制所管省庁においては、本特例措置の実施状況から、本特例措置による弊害が把握されるかどうか、規制所管省庁において引き続き調査を行い、検証に必要なデータを蓄積するとともに、上記の地方公共団体等の指摘を踏まえ、全国展開に係る検討を行った上で、平成23年度に評価を行い、結論を得ることとする。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 実績が少ない(1病院)ことから弊害の有無の検証は困難。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 実施医療機関は平成23年6月から診療休止となっており、本年度は評価を行える状況にない。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

—

③評価時期について

番号	地域	特例事業名	評価時期
910	神奈川県	病院等開設会社による病院等開設事業	平成23年度
<ul style="list-style-type: none"> ・当初は平成23年度の評価を予定 ・現状、唯一の適用事例である「<u>かながわバイオ医療産業特区</u>」に関して、<u>実施医療機関が、6月から診療休止となっており、平成23年度の評価は困難</u> ・<u>診療再開を待ち、特例措置による弊害等について、検証に必要なデータ収集を蓄積する必要があることから、平成24年度以降に評価を行う</u> 			

【参考】

1. 事業実施主体概要

(1) 名称

株式会社バイオマスター

(所在：神奈川県横浜市 設立：平成14年12月)

(2) 事業内容

①医療機関の経営

※特例措置適用案件

乳房再建などの高度美容外科医療（保険適用のないものに限る）を提供するクリニック

②セルソース開発（細胞採取技術）、細胞の保存、培養、移植技術の開発

③デバイス（組織・細胞処理装置、消耗品）の開発・販売

今後のスケジュール

時期	評価
4月	
5月	
6月	
7月	○内閣官房及び関係府省庁による調査票作成
8月	
9月	
	↓
	各専門部会 ○調査票の検討
	↓
10月	本委員会 ○調査票の決定
	↓
11月	○アンケート実施(約2か月)
	↓
12月	各専門部会 ○調査結果の報告 ○評価意見の検討
	↓
1月	各専門部会
	↓
2月	本委員会 ○評価意見のとりまとめ
	↓
3月	対応方針の本部決定



医政発第0930001号
平成16年9月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



構造改革特別区域法の一部を改正する法律において新設された
医療法等の特例の運用について

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）の一部を改正する法律（平成16年法律第60号。以下「改正法」という。）が本年5月28日に公布され、本年10月1日から施行されることとなった。

改正後の構造改革特別区域法（以下「新特区法」という。）では、第18条において医療法等の特例が新設されることから、これに伴い、「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」（平成16年厚生労働省令第144号）、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」（平成16年厚生労働省令第145号）及び「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度な医療に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第362号。以下「指針」という。）が本日公布され、改正法と同日付けで施行されることとなったところである。

これらの法令の施行に当たって留意すべき事項及び内容は下記のとおりであるので、制度の趣旨等に十分御了知いただくとともに、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等にその周知をお願いする。

記

- 1 高度医療の内容を示す厚生労働大臣が定める指針において具体的に掲げる医療以外の「その他前各号に掲げる医療に類する医療」に該当する要望があった場合の取扱い

新特区法第18条第1項で規定する「高度医療」の内容については、厚生労働大臣が定める指針に従って地方公共団体が判断し、厚生労働大臣が指針への

適合性に照らして同意することとしている。しかし、地方公共団体からの要望事項について現時点で全て把握しているわけではなく、また、今後、技術の進展等により新しい高度医療が出現することも予想されるため、当該指針の第6号において「その他前各号に掲げる医療に類する医療」と規定したところである。

今後、これに該当すると思われる相談があった場合には、速やかに内閣官房構造改革特区推進室及び当職あて相談されたい。

2 特区において株式会社が開設する病院又は診療所が行う高度医療につき医療保険の適用が認められた場合の取扱い

高度医療として認められていたものが高度先進医療など医療保険の対象となった場合、当該医療は特区法に規定する「高度医療」ではなくなることから、株式会社が新たに当該医療に参入することは認められなくなることになる。

一方、特区において株式会社が開設する病院・診療所の提供する医療が厚生労働大臣の指針で定める高度医療に該当しなくなったことにより、特区計画が取り消されるような場合には、あらかじめ特区法第8条第2項の規定により厚生労働大臣が認定地方公共団体に対して必要な措置を講ずるよう求めることとなる。

このような措置要求にもかかわらず、なお適切な措置が講じられない場合には、都道府県知事が当該病院・診療所の業務の継続が適当でないとするときは、株式会社が開設する病院・診療所の開設の許可を取り消すことができることとしている。

従って、病院等の開設の許可の取り消しについては、個別の事例に応じて、都道府県知事が判断することになる。

3 高度医療の適切な実施について

株式会社から特区における高度医療を提供する病院等の開設について相談があった場合には、当該病院等において提供する医療の内容に応じて、高度医療の適切な提供に向け、薬事法（昭和35年法律第145号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究等に関する倫理指針」（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号）、「臨床研究に関する倫理指針」（平成15年厚生労働省告示第255号）等の関連法令及び「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」（平成15年4月厚生科学審議会生殖補助医療部会）等の関係審議会の報告書など関係する情報の提供に努められたい。

○厚生労働省令第四百四十四号
 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十号)の施行に伴い、厚生労働省
 関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省
 令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のよう
 に定める。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第
 三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を
 改正する省令

第一条 厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則(平成十五年厚生労働省令第五十八号)の一部
 を次のように改正する。

第五条第一項中「別表第十九号」を「別表第二十三号」に改め、同条を第七条とする。
 第四条の見出し中「第二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に改め、同条中「第
 二十八条第一項第二号」を「第三十二条第一項第二号」に、「第二十八条第一項第一号」を「第三十
 二条第一項第一号」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一項中「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六
 条第二号」を「第三十条第二号」に改め、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

(法第十八条第五項の規定により行うことができる広告の方法及び内容に関する基準)

第二条 法第十八条第五項の規定により行うことができる広告は、医療法施行規則(昭和二十三年
 厚生省令第五十号)第四十二条の三各号に規定する広告の方法及び内容に関する基準に適合する
 こととし、その内容が虚偽にわたつてはならないものとする。

(狂犬病予防法施行規則を適用する場合の既替え等)

第三条 法別表第十三号の市町村による狂犬病予防員任命事業についての狂犬病予防法施行規則

(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の規定の適用については、同令第十四条中「法第六条第二
 項」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十三条第二項の規定
 により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同令第十五条中「法第六条第七項(法第十八
 条第二項)において準用する場合を含む」とあるのは「法第六条第七項」と、同令別記様式第六
 中「既替え事項」とあるのは「既替え事項」とする。

2 前項の場合において、狂犬病予防法施行規則別記様式第一は、別記様式のとおりとする。
 附則の次に次の様式を加える。

表 面

平成 年 月 日発行	狂 犬 病 予 防 員 の 証	<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">写真をはる</p> </div>
氏 名	所 属 庁	第 号
生 年 月 日	氏 名	第 号

別記様式(第三条第二項関係)

写真面及び裏の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

この証票を携帯する者は、構造改革特別区域法第二十三条に規定する狂犬病予防法の特例として狂犬病予防員の事務を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

構造改革特別区域法抜すい

第二十三条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づき政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三條第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するために同法第六條第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があるとして内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三條第一項、第六條及び第二十一条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三條第二項、第六條、第二十條及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六條第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十三條第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五項及び第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村の長」と、第六條第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、第二十一条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 (略)

狂犬病予防法抜すい

第三條 都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めによりこれを提示しなければならない。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二條 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二條（見出しを含む。）中「別表第二十三号」を「別表第二十七号」に改める。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

〇厚生労働省令第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項第二号の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準を次のように定める。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準

（特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断に関する基準）

第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第十八条第一項の規定により医療法（昭和二十三年法律第五十号）第七条第一項の許可を受けて株式会社が開設する病院又は診療所（以下「株式会社開設病院等」という。）が高度医療のうち特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断（以下この条において「高度画像診断」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 高度画像診断に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の診療放射線技師一名以上を置いていること。
 - 三 陽電子放射断層撮影装置その他高度画像診断を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
 - 四 高度画像診断に用いる放射性同位元素その他の高度画像診断を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用元素等」という。）を製造するために必要な設備及び製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用元素等の供給を受けることができること。
 - 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。
- （腎臓損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療に関する基準）
- 第二条 株式会社開設病院等が高度医療のうち腎臓損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療（以下この条において「高度再生医療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 高度再生医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 幹細胞の分離、保存等を行う装置その他の高度再生医療を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
 - 三 高度再生医療に用いる細胞その他の高度再生医療を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用細胞等」という。）を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用細胞等の供給を受けることができること。

四 高度再生医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

（肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療に関する基準）

第三条 株式会社開設病院等が高度医療のうち肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療（以下この条において「高度遺伝子治療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高度遺伝子治療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 遺伝子を導入するための装置その他の高度遺伝子治療を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
 - 三 高度遺伝子治療に用いる遺伝子その他の高度遺伝子治療を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用遺伝子等」という。）を培養若しくは製造するために必要な設備及び組換え若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用遺伝子等の供給を受けることができること。
 - 四 高度遺伝子治療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。
 - 五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。
- （高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準）
- 第四条 株式会社開設病院等が高度医療のうち高度な技術を用いて行う美容外科医療（以下この条において「高度美容外科医療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 無菌箱、高度なレーザー照射装置その他の高度美容外科医療を実施するために必要な設備（次号に規定するものを除く。）を備えていること。
 - 三 細胞その他の高度美容外科医療を実施するために特に必要な物質（以下この号において「使用物質」という。）を用いることを必要とする高度美容外科医療を行う場合にあつては、使用物質を培養若しくは製造するために必要な設備及び培養若しくは製造の方法を記載した文書を備えていること。又は他の者から安定的に使用物質の供給を受けることができること。
 - 四 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。
- （提供精子による体外受精に関する基準）
- 第五条 株式会社開設病院等が高度医療のうち提供精子による体外受精（以下この条において「高度体外受精医療」という。）を行う場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 高度体外受精医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師一名以上を置いていること。
 - 二 採卵室、移植室その他の高度体外受精医療を実施するために必要な施設を有すること。
 - 三 無菌箱、卵子その他の高度体外受精医療を実施するために必要な設備を備えていること。
 - 四 高度体外受精医療に係る技術に関する専門家によつて構成される倫理審査委員会を置いていること。

五 患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書が作成されていること。

附 則

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第 336 号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針を次のように定め、平成十六年十月一日から適用することとしたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度な医療に関する指針

構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療は、病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準が、構造改革特別区域法第十八条第一項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準（平成十六年厚生労働省令第百四十五号）に規定されている医療その他高度な技術を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断
- 二 脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療
- 三 肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療
- 四 高度な技術を用いて行う美容外科医療
- 五 提供精子による体外受精
- 六 その他前各号に掲げる医療に類する医療

8. 地域医療支援病院一覧

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
1	北海道	函館市医師会病院	240	南渡島
2	北海道	旭川赤十字病院	600	上川中部
3	北海道	北見赤十字病院	680	北網
4	北海道	札幌社会保険総合病院	276	札幌
5	北海道	KKR札幌医療センター斗南病院	243	札幌
6	北海道	KKR札幌医療センター	450	札幌
7	北海道	社会医療法人北斗北斗病院	400	十勝
8	北海道	独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院	500	釧路
9	北海道	手稲溪仁会病院	550	札幌
10	青森県	八戸市立市民病院	584	八戸
11	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	八戸
12	青森県	青森県立中央病院	695	青森
13	青森県	青森市民病院	538	青森
14	岩手県	岩手県立中央病院	685	盛岡
15	岩手県	岩手県立中部病院	434	岩手中部
16	宮城県	公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	仙台
17	宮城県	仙台厚生病院	409	仙台
18	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	仙南
19	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	仙台
20	宮城県	宮城県立こども病院	160	仙台
21	宮城県	東北厚生年金病院	466	仙台
22	宮城県	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	357	仙台
23	宮城県	石巻赤十字病院	452	石巻
24	宮城県	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	553	仙台
25	宮城県	仙台社会保険病院	428	仙台
26	宮城県	大崎市民病院	456	大崎
27	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	秋田周辺
28	秋田県	能代山本医師会病院	200	能代・山本
29	山形県	山形市立病院済生館	585	村山
30	山形県	鶴岡市立荘内病院	520	庄内
31	山形県	公立置賜総合病院	520	置賜
32	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	会津
33	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	いわき
34	福島県	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	県中
35	福島県	財団法人星総合病院	480	県中
36	福島県	財団法人大原総合病院	429	県北
37	福島県	いわき市立総合磐城共立病院	889	いわき
38	福島県	財団法人仁泉会医学研究所北福島医療センター	226	県北
39	福島県	福島赤十字病院	359	県北
40	福島県	財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院	305	県中
41	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	つくば
42	茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	水戸
43	茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	取手・竜ヶ崎
44	茨城県	独立行政法人国立病院機構茨城東病院	428	常陸太田・ひたちなか
45	茨城県	独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	250	土浦
46	茨城県	水戸済生会総合病院	513	水戸
47	茨城県	J Aとりで総合医療センター	414	取手・竜ヶ崎
48	茨城県	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	290	常陸太田・ひたちなか
49	茨城県	水戸赤十字病院	510	水戸
50	茨城県	茨城県立中央病院	500	水戸
51	茨城県	筑波記念病院	487	つくば

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
52	栃木県	佐野医師会病院	153	両毛
53	栃木県	独立行政法人国立病院機構栃木病院	462	県東・央
54	栃木県	栃木県済生会宇都宮病院	644	県東・央
55	栃木県	下都賀総合病院	467	県南
56	栃木県	足利赤十字病院	555	両毛
57	栃木県	芳賀赤十字病院	400	県東・央
58	栃木県	那須赤十字病院	460	県北
59	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	伊勢崎
60	群馬県	前橋赤十字病院	592	前橋
61	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	451	高崎・安中
62	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	259	高崎・安中
63	群馬県	公立藤岡総合病院	395	藤岡
64	群馬県	群馬県立心臓血管センター	240	前橋
65	群馬県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部群馬県済生会前橋病院	327	前橋
66	群馬県	独立行政法人国立病院機構西群馬病院	380	渋川
67	群馬県	社会保険群馬中央総合病院	333	前橋
68	群馬県	伊勢崎市民病院	524	伊勢崎
69	群馬県	館林厚生病院	359	太田館林
70	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	さいたま
71	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	川越比企
72	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	県央
73	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	西部
74	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	408	利根
75	埼玉県	深谷赤十字病院	506	北部
76	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会栗橋病院	314	利根
77	埼玉県	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	350	西部
78	埼玉県	社会福祉法人恩賜財団済生会埼玉県済生会川口総合病院	400	県央
79	埼玉県	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	319	北部
80	埼玉県	社会医療法人さいたま市民医療センター	340	さいたま
81	埼玉県	さいたま赤十字病院	605	さいたま
82	埼玉県	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	325	西部
83	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	安房
84	千葉県	千葉県こども病院	203	千葉
85	千葉県	成田赤十字病院	719	印旛山武
86	千葉県	独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院	400	市原
87	千葉県	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	455	千葉
88	千葉県	船橋市立医療センター	446	東葛南部
89	千葉県	千葉県立佐原病院	241	香取海匝
90	千葉県	国保直営総合病院君津中央病院	661	君津
91	千葉県	東京女子医科大学附属八千代医療センター	355	東葛南部
92	東京都	公益財団法人東京都保健医療公社東部地域病院	314	区東北部
93	東京都	公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	南多摩
94	東京都	日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	北多摩南部
95	東京都	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	320	北多摩南部
96	東京都	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	344	北多摩北部
97	東京都	河北総合病院	315	区西部
98	東京都	国家公務員共済組合連合会立川病院	500	北多摩西部
99	東京都	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	455	北多摩西部
100	東京都	公益財団法人東京都保健医療公社大久保病院	304	区西南部
101	東京都	社会福祉法人仁生社江戸川病院	418	区東部
102	東京都	公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院	506	区南部

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
103	東京都	公立昭和病院	518	北多摩北部
104	東京都	国家公務員共済組合連合会東京共済病院	380	区西南部
105	東京都	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	780	区西南部
106	東京都	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	470	区西北部
107	東京都	独立行政法人労働者健康福祉機構東京労災病院	400	区南部
108	東京都	順天堂大学医学部附属練馬病院	400	区西北部
109	東京都	聖路加国際病院	520	区中央部
110	東京都	公立学校共済組合関東中央病院	470	区西南部
111	東京都	東京都済生会中央病院	535	区中央部
112	東京都	日本赤十字社医療センター	708	区西南部
113	神奈川県	藤沢市民病院	536	湘南東部
114	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	横浜南部
115	神奈川県	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	湘南西部
116	神奈川県	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	437	相模原
117	神奈川県	国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	735	横須賀・三浦
118	神奈川県	財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	横浜西部
119	神奈川県	横須賀市立市民病院	482	横須賀・三浦
120	神奈川県	横浜市立市民病院	650	横浜西部
121	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	川崎南部
122	神奈川県	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	552	横浜西部
123	神奈川県	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	726	横浜南部
124	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院	650	横浜北部
125	神奈川県	医療法人社団ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	469	県央
126	神奈川県	恩賜財団済生会横浜市東部病院	560	横浜北部
127	神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院	634	横浜南部
128	神奈川県	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	430	横浜西部
129	神奈川県	小田原市立病院	417	県西
130	神奈川県	独立行政法人国立病院機構神奈川病院	370	湘南西部
131	神奈川県	横須賀市立うわまち病院	417	横須賀・三浦
132	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	419	横浜南部
133	神奈川県	神奈川県立循環器呼吸器病センター	239	横浜南部
134	神奈川県	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	518	横浜西部
135	神奈川県	菊名記念病院	218	横浜西部
136	神奈川県	東名厚木病院	267	県央
137	神奈川県	川崎市立多摩病院	376	川崎北部
138	神奈川県	独立行政法人国立病院機構相模原病院	458	相模原
139	神奈川県	昭和大学横浜市北部病院	691	横浜北部
140	神奈川県	茅ヶ崎市立病院	401	湘南東部
141	神奈川県	平塚市民病院	416	湘南西部
142	神奈川県	国会公務員共済組合連合会横浜南共済病院	655	横浜南部
143	新潟県	済生会新潟第二病院	427	新潟
144	新潟県	新潟市民病院	660	新潟
145	新潟県	新潟県立新発田病院	478	下越
146	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院	361	上越
147	新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院	300	県央
148	新潟県	新潟県立中央病院	534	上越
149	新潟県	長岡赤十字病院	717	中越
150	富山県	富山市立富山市民病院	595	富山
151	富山県	富山県立中央病院	735	富山
152	富山県	富山赤十字病院	435	富山
153	石川県	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	650	石川中央

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
154	石川県	石川県立中央病院	662	石川中央
155	石川県	公立松任石川中央病院	305	石川中央
156	福井県	福井県済生会病院	466	福井・坂井
157	福井県	福井県立病院	1082	福井・坂井
158	福井県	福井赤十字病院	616	福井・坂井
159	福井県	医療法人福井心臓血圧センター福井循環器病院	199	福井・坂井
	山梨県			
160	長野県	社会医療法人慈泉会相澤病院	471	松本
161	長野県	信州上田医療センター	416	上小
162	長野県	諏訪赤十字病院	425	諏訪
163	長野県	長野赤十字病院	655	長野
164	長野県	飯田市立病院	403	飯伊
165	長野県	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院	243	松本
166	長野県	長野市民病院	400	長野
167	長野県	伊那中央病院	394	上伊那
168	岐阜県	岐阜市民病院	609	岐阜
169	岐阜県	社会医療法人厚生会木沢記念病院	452	中濃
170	岐阜県	岐阜赤十字病院	352	岐阜
171	岐阜県	岐阜県総合医療センター	590	岐阜
172	岐阜県	岐阜県立多治見病院	627	東濃
173	岐阜県	大垣市民病院	888	西濃
174	岐阜県	高山赤十字病院	491	飛騨
175	岐阜県	松波総合病院	432	岐阜
176	静岡県	浜松医療センター	606	西部
177	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	西部
178	静岡県	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	874	西部
179	静岡県	静岡市立静岡病院	506	静岡
180	静岡県	沼津市立病院	500	駿東田方
181	静岡県	静岡県立総合病院	720	静岡
182	静岡県	静岡県立こども病院	279	静岡
183	静岡県	浜松赤十字病院	312	西部
184	静岡県	焼津市立総合病院	486	志太榛原
185	静岡県	藤枝市立総合病院	594	志太榛原
186	静岡県	静岡赤十字病院	517	静岡
187	静岡県	静岡済生会総合病院	666	静岡
188	静岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院	312	西部
189	静岡県	市立島田市民病院	536	志太榛原
190	静岡県	独立行政法人国立病院機構静岡医療センター	450	駿東田方
191	静岡県	静岡市立清水病院	500	静岡
192	静岡県	磐田市立総合病院	500	中東遠
193	静岡県	富士宮市立病院	350	富士
194	静岡県	J A 静岡厚生連遠州病院	400	西部
195	愛知県	名古屋第二赤十字病院	812	名古屋
196	愛知県	名古屋第一赤十字病院	852	名古屋
197	愛知県	社会保険中京病院	683	名古屋
198	愛知県	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	804	名古屋
199	愛知県	名古屋掖済会病院	662	名古屋
200	愛知県	名古屋記念病院	464	名古屋
201	愛知県	岡崎市民病院	650	西三河南部
202	愛知県	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	717	西三河南部
203	愛知県	綜合大雄会病院	322	尾張西部

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
204	愛知県	独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	621	名古屋
205	愛知県	公立陶生病院	716	尾張東部
206	愛知県	一宮市立市民病院	584	尾張西部
207	愛知県	春日井市民病院	591	尾張北部
208	愛知県	半田市立半田病院	499	知多半島
209	三重県	厚生連鈴鹿中央総合病院	460	北勢
210	三重県	厚生連松阪中央総合病院	440	南勢志摩
211	三重県	恩賜財団済生会松阪総合病院	430	南勢志摩
212	三重県	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	500	中勢伊賀
213	三重県	伊勢赤十字病院	655	南勢志摩
214	三重県	市立四日市病院	568	北勢
215	三重県	四日市社会保険病院	235	北勢
216	三重県	名張市立病院	200	中勢伊賀
217	滋賀県	大津赤十字病院	824	大津
218	滋賀県	大津市民病院	506	大津
219	滋賀県	済生会滋賀県病院	393	湖南
220	滋賀県	長浜赤十字病院	549	湖北
221	滋賀県	近江八幡市立総合医療センター	407	東近江
222	京都府	京都第二赤十字病院	680	京都・乙訓
223	京都府	京都第一赤十字病院	745	京都・乙訓
224	京都府	武田病院	300	京都・乙訓
225	京都府	京都府立与謝の海病院	295	丹後
226	京都府	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	600	京都・乙訓
227	京都府	社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院	350	京都・乙訓
228	京都府	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	550	中丹
229	京都府	京都市立病院	548	京都・乙訓
230	京都府	社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院	585	京都・乙訓
231	京都府	国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院	320	中丹
232	京都府	社会医療法人岡本病院(財)第二岡本総合病院	419	山城北
233	大阪府	医)橋会東住吉森本病院	329	大阪市
234	大阪府	社医)ペガサス馬場記念病院	392	堺市
235	大阪府	宗)在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	487	大阪市
236	大阪府	社医)愛仁会高槻病院	477	三島
237	大阪府	社会医療法人若弘会若草第一病院	230	中河内
238	大阪府	厚生年金事業振興団大阪厚生年金病院	565	大阪市
239	大阪府	社団法人全国社会保険協会連合会星ヶ丘厚生年金病院	580	北河内
240	大阪府	府中病院	380	泉州
241	大阪府	大阪府立急性期・総合医療センター	768	大阪市
242	大阪府	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	698	大阪市
243	大阪府	ペルランド総合病院	522	堺市
244	大阪府	医療法人仙養会北摂総合病院	217	三島
245	大阪府	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター	520	南河内
246	大阪府	大阪赤十字病院	1021	大阪市
247	大阪府	大阪府立総合医療センター	1063	大阪市
248	大阪府	公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院	707	大阪市
249	大阪府	松下記念病院	359	北河内
250	大阪府	市立池田病院	364	豊能
251	大阪府	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院	500	豊能
252	大阪府	財団法人大阪府警察協会大阪警察病院	580	大阪市
253	大阪府	市立岸和田市民病院	400	泉州
254	大阪府	箕面市立病院	317	豊能

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
255	大阪府	市立豊中病院	599	豊能
256	大阪府	独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院	678	堺市
257	大阪府	高槻赤十字病院	446	三島
258	大阪府	りんくう総合医療センター	348	泉州
259	大阪府	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	343	豊能
260	大阪府	市立堺病院	493	堺市
261	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	淡路
262	兵庫県	神戸赤十字病院	310	神戸
263	兵庫県	明石医療センター	247	東播磨
264	兵庫県	神戸市立医療センター中央市民病院	912	神戸
265	兵庫県	兵庫県立こども病院	290	神戸
266	兵庫県	兵庫県立西宮病院	400	阪神南
267	兵庫県	兵庫県立尼崎病院	500	阪神南
268	兵庫県	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院	642	阪神南
269	兵庫県	兵庫県立加古川医療センター	353	東播磨
270	兵庫県	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川西市民病院	405	東播磨
271	兵庫県	兵庫県立姫路循環器病センター	350	中播磨
272	兵庫県	医療法人社団神鋼会神鋼病院	333	神戸
273	兵庫県	社会保険神戸中央病院	424	神戸
274	兵庫県	市立伊丹病院	414	阪神北
275	兵庫県	公立学校共済組合近畿中央病院	453	阪神北
276	兵庫県	西脇市立西脇病院	320	北播磨
277	奈良県	県立奈良病院	430	奈良
278	奈良県	県立三室病院	300	西和
279	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	303	和歌山
280	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	375	御坊
281	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	865	和歌山
282	和歌山県	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	316	田辺
283	和歌山県	新宮市立医療センター	304	新宮
284	鳥取県	独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	383	西部
285	鳥取県	鳥取赤十字病院	438	東部
286	鳥取県	鳥取県立中央病院	431	東部
287	鳥取県	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	250	西部
288	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	益田
289	島根県	益田赤十字病院	327	益田
290	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	浜田
291	島根県	松江赤十字病院	730	松江
292	岡山県	岡山中央病院	162	県南東部
293	岡山県	赤磐医師会病院	196	県南東部
294	岡山県	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	580	県南東部
295	岡山県	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院	418	県南東部
296	岡山県	心臓病センター榊原病院	243	県南東部
297	岡山県	倉敷中央病院	1135	県南西部
298	岡山県	総合病院岡山赤十字病院	500	県南東部
299	岡山県	財団法人操風会岡山旭東病院	162	県南東部
300	岡山県	津山中央病院	525	津山・英田
301	岡山県	岡山済生会総合病院	553	県南東部
302	広島県	呉市医師会病院	207	呉
303	広島県	三原市医師会病院	200	尾三
304	広島県	厚生連広島総合病院	570	広島西
305	広島県	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	410	福山・府中

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
306	広島県	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	700	呉
307	広島県	広島赤十字・原爆病院	666	広島
308	広島県	県立広島病院	750	広島
309	広島県	尾道市立市民病院	330	尾三
310	広島県	厚生連尾道総合病院	442	尾三
311	広島県	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	410	呉
312	広島県	広島市立広島市民病院	743	広島
313	広島県	広島市立安佐市民病院	527	広島
314	広島県	国会公務員共済組合連合会広島記念病院	250	広島
315	広島県	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	440	呉
316	広島県	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	481	広島中央
317	広島県	福山市民病院	400	福山・府中
318	広島県	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	440	広島西
319	広島県	市立三次中央病院	360	備北
320	山口県	社団法人岩国市医師会岩国市医療センター医師会病院	201	岩国
321	山口県	地域医療支援病院オープンシステム徳山医師会病院	391	周南
322	山口県	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	580	岩国
323	山口県	独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	313	宇部・小野田
324	山口県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会山口総合病院	310	山口・防府
325	山口県	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会下関総合病院	373	下関
326	徳島県	徳島赤十字病院	405	南部Ⅰ
327	徳島県	阿南医師会中央病院	240	南部Ⅰ
328	徳島県	徳島県立中央病院	500	東部Ⅰ
329	徳島県	徳島市民病院	339	東部Ⅰ
330	徳島県	麻植協同病院	323	東部Ⅱ
331	徳島県	健康保険鳴門病院	307	東部Ⅰ
332	香川県	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	402	中讃
333	香川県	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	394	中讃
334	香川県	高松赤十字病院	589	高松
335	香川県	香川県立中央病院	631	高松
336	香川県	三豊総合病院	482	三豊
337	愛媛県	喜多医師会病院	215	八幡浜・大洲
338	愛媛県	松山赤十字病院	745	松山
339	愛媛県	松山県立中央病院	864	松山
340	高知県	社会医療法人近森会近森病院	338	中央
341	高知県	高知赤十字病院	482	中央
342	高知県	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	632	中央
343	福岡県	宗像医師会病院	164	宗像
344	福岡県	朝倉医師会病院	300	朝倉
345	福岡県	糸島医師会病院	150	福岡・糸島
346	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	福岡・糸島
347	福岡県	飯塚病院	1116	飯塚
348	福岡県	小倉記念病院	658	北九州
349	福岡県	製鉄記念八幡病院	453	北九州
350	福岡県	戸畑共立病院	199	北九州
351	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	福岡・糸島
352	福岡県	福岡大学筑紫病院	345	筑紫
353	福岡県	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	591	粕屋
354	福岡県	九州厚生年金病院	575	北九州
355	福岡県	福岡市立こども病院・感染症センター	214	福岡・糸島
356	福岡県	独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	400	北九州

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
357	福岡県	聖マリア病院	1354	久留米
358	福岡県	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	600	筑紫
359	福岡県	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	520	福岡・糸島
360	福岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院	535	北九州
361	福岡県	健和会大手町病院	638	北九州
362	福岡県	社会医療法人天神会新古賀病院	202	久留米
363	福岡県	新行橋病院	246	京築
364	福岡県	福岡県済生会福岡総合病院	380	福岡・糸島
365	福岡県	福岡市民病院	200	福岡・糸島
366	福岡県	福岡赤十字病院	509	福岡・糸島
367	福岡県	北九州市立医療センター	636	北九州
368	福岡県	嶋田病院	150	久留米
369	福岡県	社会医療法人財団白十字会白十字病院	466	福岡・糸島
370	福岡県	福岡県済生会二日市病院	260	筑紫
371	福岡県	田主丸中央病院	347	久留米
372	福岡県	大牟田市立病院	350	有明
373	福岡県	独立行政法人労働者健康福祉機構九州労災病院門司メディカルセンター	250	北九州
374	福岡県	遠賀中間医師会おんが病院	100	北九州
375	佐賀県	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	424	南部
376	佐賀県	唐津赤十字病院	337	北部
377	佐賀県	地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	541	中部
378	佐賀県	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	414	東部
379	佐賀県	独立行政法人国立病院機構佐賀病院	292	中部
380	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	県央
381	長崎県	長崎県島原病院	254	県南
382	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター	315	県央
383	長崎県	医療法人白十字会佐世保中央病院	312	佐世保
384	長崎県	健康保険諫早総合病院	333	県央
385	長崎県	佐世保市立総合病院	594	佐世保
386	長崎県	社会福祉法人恩賜財団済生会長崎県済生会支部済生会長崎病院	205	長崎
387	長崎県	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院	350	佐世保県北
388	長崎県	長崎市立市民病院	414	長崎
389	長崎県	国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院	433	佐世保県北
390	熊本県	社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター	210	天草
391	熊本県	社団法人熊本市医師会熊本地域医療センター	227	熊本
392	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	熊本
393	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	球磨
394	熊本県	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	400	熊本
395	熊本県	熊本労災病院	410	八代
396	熊本県	荒尾市民病院	274	有明
397	熊本県	山鹿市民医療センター	201	鹿本
398	熊本県	熊本赤十字病院	480	熊本
399	熊本県	公立玉名中央病院	302	有明
400	熊本県	国保水俣市立総合医療センター	417	芦北
401	熊本県	熊本中央病院	361	熊本
402	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院	513	菊池
403	熊本県	熊本市立熊本市民病院	562	熊本
404	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	中部
405	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	中部
406	大分県	社会医療法人敬和会大分岡病院	231	中部
407	大分県	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	550	東部

地域医療支援病院一覧

(平成24年11月1日現在)

No	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	二次医療圏名
408	大分県	大分県立病院	582	中部
409	大分県	独立行政法人国立病院機構大分医療センター	300	中部
410	大分県	国家公務員共済組合連合会新別府病院	269	東部
411	大分県	宇佐高田医師会病院	110	北部
412	大分県	大分赤十字病院	340	中部
413	宮崎県	宮崎市郡医師会病院	248	宮崎東諸県
414	宮崎県	都城市郡医師会病院	166	都城北諸県
415	宮崎県	県立延岡病院	460	宮崎県北部
416	宮崎県	社会保険宮崎江南病院	269	宮崎東諸県
417	宮崎県	独立行政法人国立病院機構都城病院	307	都城北諸県
418	宮崎県	小林市立病院	147	西諸
419	宮崎県	古賀総合病院	363	宮崎東諸県
420	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	鹿児島
421	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	川薩
422	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	出水
423	鹿児島県	南風病院	338	鹿児島
424	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	肝属
425	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	始良・伊佐
426	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	370	鹿児島
427	鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	肝属
428	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	曾於
429	鹿児島県	県立大島病院	400	奄美
430	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿病院	271	南薩
431	鹿児島県	県立薩南病院	175	南薩
432	鹿児島県	出水総合医療センター	334	出水
433	沖縄県	社会医療法人仁愛会浦添総合病院	302	南部
434	沖縄県	社会医療法人敬愛会中頭病院	326	中部
435	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	中部
436	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	200	北部
437	沖縄県	社会医療法人友愛会豊見城中央病院	356	南部
438	沖縄県	社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院	300	中部
439	沖縄県	地方独立行政法人那覇市立病院	470	南部